

午前10時30分開会

○嶋崎分科会長 おはようございます。着座にて進めさせていただきます。ただいまより予算・決算特別委員会企画総務分科会を開会いたします。

本日は、一般会計の歳入と歳出のうち、環境まちづくり部所管分の調査を行います。歳出は、項で言うと、1、環境まちづくり管理費、2、都市整備費、3、道路公園費、4、清掃リサイクル費でございます。

調査方法について、改めて確認をいたします。調査の冒頭に、部としての3年度決算の特徴や成果などをご説明いただきます。理事者からの説明は決算関係資料の配付をもって代えさせていただきます。主要施策の成果等の説明がある場合は、目の冒頭で説明をお願いいたします。原則として目ごとに質疑を進めますが、事項が少ない目については項でまとめて質疑を受けます。

また、9月28日の予算・決算特別委員会において資料要求のありました地球温暖化対策に関する資料と中高層建築物の建築紛争の予防に関する資料は、机の上に配付してございますので、ご確認ください。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。本日も会計室が分科会の報告を即刻行うため、後方にてパソコンを持ち込んでおまして、タイピングをしておりますので、ご承知おきください。

なお、限られた時間で調査となりますので、説明、質問、答弁、いずれもご協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速調査に入ります。環境まちづくり部の調査です。まず3年度の決算の特徴や成果などの説明があれば、お願いいたします。

○印出井環境まちづくり部長 それでは、私のほうから、環境まちづくり部の令和3年度決算の状況につきましてご説明申し上げます。

概況については、主要施策の成果の19ページに、環境まちづくりに関する取組みということで記載をさせていただいておりますので、そちらのほうを確認いただければと思うんですけども、令和3年度、環境まちづくり部では、いわゆるまちづくりの基本的な方針、ビジョンである都市計画マスタープランを改定いたしました。また、環境面での最重要課題である地球温暖化に関係しまして地域推進計画を改定し、気候変動適応計画を策定し、2050ゼロカーボンちよだということの実現を目指していくということで、環境、まちづくり両面で節目の年度ということになったのかなと認識してございます。

部の決算につきましては、そこに記載のとおり79.3%、8割に満たなかったということで、およそ16億6,000万円が不用額となりました。不用額の主な要因といたしましては、公園や道路等の工事の実績並びに進捗に伴うものが合わせて6億円、およそ6億円、それから耐震化促進事業における管理組合等の合意形成の遅れによるものが約2億円となっております。

また、監査委員の意見書においても今後の課題としてご指摘がございました基金の活用についてでございますが、事業部の立場から、やはり我々の今後の主要施策であるゼロカーボンですとかウォークアブル、また、今後、中長期的な課題としての昭和期住宅の機能更新などを見据えて、検討してまいりたいというふうに認識をしております。

冒頭の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○嶋崎分科会長 はい。ご説明を頂きました。

それでは、項1、環境まちづくり管理費の目ごとに調査を進めます。

初めに目の1であります。環境まちづくり総務費、決算参考書220ページから221ページについて、執行機関から説明があれば、お願いします。

○平岡環境まちづくり総務課長 環境まちづくり総務費のうち、主要施策の成果に掲載している事業につきましてご説明いたします。

主要施策の成果79ページ、決算参考書220ページ、事務事業概要43ページから記載しております、放置自転車対策でございます。

令和3年度は、有楽町駅周辺の放置自転車の削減と一般利用者向けに利便性を確保するべく、新たに一時利用方式の有楽町駅自転車駐車場の整備を行い、令和4年6月から運用を開始したところです。有楽町駅第一高架下自転車駐車場、鍛冶橋高架下自転車駐車場と合わせて3か所目となる自転車駐車場の整備により、平成29年度から指定しております有楽町駅周辺放置自転車禁止区域における放置自転車の対策を一層推進してまいります。

また、放置自転車撤去システムを導入し、撤去車両の情報を登録することで、撤去自転車の所有者からの返還や照会に迅速に対応してまいります。

区内の主要駅での令和3年度の放置自転車台数調査では1,333台で、前年度調査より344台減少しております。今後も重点地区における巡回の強化や啓発活動も含めた放置自転車対策を推進してまいります。

ご説明は以上です。

○嶋崎分科会長 はい。ご説明を頂きました。

質疑を受けます。

○小林たかや委員 1番の(1)交通安全推進というところですが、主要施策の成果の78ページですが、この執行率、19.8%と非常に低くて。その理由として、区民交通傷害保険の導入というところで、保険加入を推進するため、募集チラシを作成し、区内各町会や自転車駐車場利用者に配付しました。59件ということですが、対象が、これ、義務化になっておりますので、対象はもう全部自転車を持っている人全部と言っていいはずなんですけど、ほかのアプローチはしておるんですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、小林(た)委員からご指摘いただきましたとおり、昨年度の私どものほうで創設しております傷害保険、加入者は59名ということになってございます。令和2年度から、都条例が改正されましたことによって義務化をされております。私ども昨年度からスタートした事業ということで、啓発も、出張所を通じてチラシを配布するなどの周知を行い、それから広報を媒体とした周知も行わせていただきましたが、なかなか区民の方に浸透が十分に届かなかったのかなというふうに考えております。そういった反省も踏まえて、今年度からは出張所ごとの町会の会合などにも参加させていただき、この事業についてのさらなる周知を努めているというようなことで、区民に安全・安心というような点からも、賠償保険の重要性をさらに訴えかけていきたいというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 自転車に乗る人全て、例えば学校のPTAの保護者の方と、子どもも自転車に乗って、子どもなんかは事故に遭っても、自分が事故の加害者になっても同じですけれども、そういう町会とかそういうところだけではなく、やはりPTAとかそういう

学校関係、もしくはそういう若い自転車を利用する、直接子どもなんかは保険に入れないわけなんで、親にアプローチしていくとかいうことをしていかないと、今のこの言われたやり方を増やしても、そんなに増えると思えないんで、お願いしたいと思います。

大体、令和2年4月1日から都条例が施行されて、今まで、去年は59件ですけど、今まで全部で何件ぐらいになっているんですか。区が受けた保険は。

○平岡環境まちづくり総務課長 ちょっとまだ今年度の分の集計数値というのは私のほうで把握しておりませんが、昨年度は59年にとどまっております。さらなる上積みというところは目指してまいりたいと思っております。

○嶋崎分科会長 さらなる上積みを目指していきたいと思っております。

はい、小林（た）委員。

○小林たかや委員 学校PTA関係はアプローチしていきますか。いってほしいんですけどね。

○嶋崎分科会長 状況はどうなっていますか。

担当課長。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、小林（た）委員からご指摘を賜りました。やはり様々な周知というところは非常に重要なところで、その内容のご理解も賜らなければならないというふうに考えてございます。ご指摘いただいた内容を踏まえて、周知活動の改善、さらなるご理解を深めていくというような努力を続けていきたいと考えてございます。

○小林たかや委員 最近、自転車以外でも、キックボード、ナンバーをつけて走るのは自動車、原動機付自転車と同じような扱いをしますけれども、キックボードとして走る、ナンバーの要らないものがあるんですけれども、そういうものについてはこの保険の対象になっていますか。

○平岡環境まちづくり総務課長 いえ、今回の私どもの区民傷害保険は、自転車を利用する場合の保険ということで対象をさせていただいておりますので、ちょっと自転車以外の方が賠償対象になるかどうかということまでは、この中の商品の対象にはなっていないというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 先日ですけれども、子どもがキックボード、今のは普通の人のキックボードなんです。子どもがキックボードで交通事故が起きて、お年寄りにぶつかって子どもが大けがをさせてしまったとか、そのときに自転車保険が使えたという例もあります。大体、その場合、個人賠償保険と傷害保険ですけれども、両方で、今、千代田区の使っている保険というのが、いろいろ、自転車賠償責任プランの対象事故と補償内容ということで、これ、今、課長が言ったように、自転車運転中、相手にけがを負わせた場合と、自転車運転中、相手の財産、財物に損害を与えた場合と、法律上損害賠償を受けたものと。それで、その他プランがたくさんあるんですよ。金額的にも、Xコース、Aコース、Bコース、Cコースと。これ、ただ、これ、全部対象となるのは、交通事故及び賠償内容というのは、国内外を問わず自転車、自動車、オートバイ、バス、電車など、運行の直接因果関係にある人身事故が対象ですという保険です。千代田区の。

ただ、やはり子どもがキックボードでけがをするということがあって、保険の内容を変えているところもあるんですね。これは、あくまでも千代田区のやつというのは自転車のみの保険で、損保ジャパンですか、がやっている保険ですよ、引受けは。こういう保険、

せっかくでしたら、保険を見直していただいて、こういう子どものキックボードで起きた事故も賠償するような保険を検討したらどうか。実際今回の例では保険が出たと。子どものキックボードでも出ましたという実例があって、保険に入ってよかったなということだったんですけれども、ここ、今スタートして59件とか、今後入っていくにしても、非常にまだ全ての人が入っていくほどにまでいっていないということでしたら、新たに保険の内容も検討して、保険の内容が傷害保険が使えるように、値段もそんなに、選択もできるし、変わらないところがあるんで、この辺はそういう子どもに対する、千代田区は子どもに温かい政策を打つんであれば、自転車ということももちろんのことだけでなく、こういう子どもが使うキックボードみたいなのも補償してあげるような保険の検討ができないでしょうか。

○平岡環境まちづくり総務課長 今回私どものほうで区民傷害保険を創設させていただいた経緯は、先ほどもご説明しましたとおり、東京都の自転車条例の改定に伴い、損害賠償というようなことを保険として附帯するというようなことが背景にあったというふうに私どもは確認してございます。

今、小林（た）委員からお話のありました、子どもたちの遊びの多様性、あとそれから子どもたちの生活上の事故、そういったところをどこまで区として考えていくかというようなことは、ちょっと私どものほうも具体的な検討はしておらないところでございます。そういった面で、保険制度がこういった形で必要なのか、社会の動きなども見ながら、ちょっと研究をさせていただきたいと考えてございます。

○小林たかや委員 保険自体は、商品はあるんです。キックボードでも。キックボードでも何でも、スケボーでもそう。スケートボードで事故を起こしちゃった場合、子どもが、その場合も補填される。僕は今キックボードと言っているけれども、スケボーでも補填される。これ、損害賠償保険なんですね。そういう、要するに保険も、今、千代田区がやっている、東京都が去年の、令和2年4月1日から義務化して保険が入ってきた。もうこの際、その保険がもう全部がそれに入ってしまったら、新しい保険に入らなくちゃいけない。まだ入っていない人がたくさんいるんですよ。そうすると、保険会社はいろいろな種類の保険を持っているので、その中に千代田区が選択肢を増やしていったらいい。もう自転車だけでいいという人はいいけれど、自転車以上に、キックボードもスケートボードも、そういう交通に対する損害賠償が発生した場合、その反対もそうでしょう、加害者になった場合、補償するような保険が既にありますので、研究じゃなくて検討して増やしていただければ、より千代田区の区民に優しい保険になると思うんで、その辺はもう一度ご理解いただいて、検討していただけないでしょうか。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、小林（た）委員から様々お話がございました。各個人で保険にも入られている方というのは、区民の中にも多数いらっしゃると思います。東京都の抽出調査では、都民に自転車保険加入率は約53%というような統計数字もございますので、自分で様々な傷害保険を組み合わせ、独自の保険制度に入られている方もいらっしゃると思います。

今回、区民傷害保険をつくらせていただいた経緯は、先ほど申し上げました都条例の改正、あとそれから、区民の方に、できるだけ自転車をモチーフとした負担の少ない、生活上也安心できる保険というような制度で創設させていただいたものでございます。電動キ

ックボードも含めました様々な遊具でありますとか生活用具、あるいは交通利便に即した車両等々、保険の裾野を広げていくと、保険制度のメニューによっては保険料が上がるといようなことも考えられるかと思っておりますので、そういった点も含めて今後も研究を深めていきたいと考えてございます。

○小林たかや委員 今、区がやっている保険の内容ってご存じですか、損保ジャパンの。ご存じですよ。その中だって、XJ、AJ、BJ、CJ、AJと、それぞれ一時の負担金が1,400円だ、1,900円だ、2,500円だ、3,500円だ、900円だ、1,500円と、もう既にあるんですよ。選ぶ中で。これに増やしていきゃいいだけなの。これに、今私が指摘しているようなところも入る保険を増やしていけば、要するに選ぶ人は選べるということ。

それともう一つ、50%入っているとつかんでいるというのは、実は保険に、これ、自転車損害賠償保険が義務化されて、本当に保険に入っているのかな、区民が。50%入っていると行ったけど、じゃあ、50%入っていないんですよ。

これ、本当にこういう保険って新しくできてきたから、入っているかどうか分からないときがある。クレジットカードに、例えばゴールドカードを持っていると自然に保険に入っているというのもあるんですよ。それは個人が知らない場合で入っている場合もあるんですよ。そんなのも、本来は義務化された時点で、自治体として区民はどのような保険にお入りですかと、要するに聞くことも、保険の加入、もしそれで入っていない、こういうのを確認してくださいと言えば、もし入っていない人は、いる可能性があるんですよ、たくさん。そのときに、千代田区はちゃんと用意していますよと言えば入ってくれるとか、そういう、こう、区民に対して安全とか安心の先取りをするような政策を打っていただきたいんですね。執行率が低かった。特に19%で、また町会に言います、町会で増やすではなくて、もっと増やして、もしくは調査をして、実態をつかんでやっていかないと、これは執行率はそんなに上がらないと思います。その辺も一度検討していただきたいと思うんです。いかがですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 小林（た）委員からのご提案を賜りました。中身としては、区民向けの充実した傷害保険、それから様々な生活シーンに合わせた保険制度というようにことかなと思っております。ご指摘いただいた内容も踏まえて、社会の動きを捉えた形で、どのような保険制度が一番望ましいものなのか。そして、区が保険制度を展開する上において、交通傷害というようにことに対する危惧をどのように備えていくかというようにところも兼ね備えた形で、ご提案を踏まえながら研究を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎分科会長 いいですね。

ほかに。

○大串委員 関連で。

○嶋崎分科会長 はい。関連で。どうぞ。

○大串委員 この交通安全、毎回、何というんですか、申し上げて申し訳ないんですけども、自転車と歩行者との事故、これが増えているんじゃないかと思うんですよ。その割合というのかな、そういうのはどうなんでしょうか。分かりますでしょうか。

○平岡環境まちづくり総務課長 警視庁がまとめております東京の交通事故という統計調

査の数値から、令和3年度におきます区内の交通事故の発生件数、令和元年度が618件、2年度が457件、3年度は若干上がりまして542件となっております。年度によって変動はあるかなと思っておりますが、数字のほうはそういった推移で動いている。その中でちょっと実際に死者や重傷者、あるいは軽症者の数、死者や重傷者は全体に占める割合は小さいんですが、軽症者、小さな事故ですね、接触も含めた、そういった事故に関しましても、全体の件数に合わせて伸び縮みしているような動きがあるということは捉えてございます。

○大串委員 だから、自転車と歩行者の事故が圧倒的に多いんじゃないかと私は思うんだよね。そういったのはその中に入っていないんですか。要するに車との事故なのか、歩行者との事故なのかと。

○嶋崎分科会長 具体の歩行者と自転車の事故件数の推移みたいなのが分かれば、それを言ってくださいよ。

○大串委員 恐らく多いんだと思うよ。

○嶋崎分科会長 休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○嶋崎分科会長 分科会を再開します。

大串委員。

○大串委員 細かい数字までは要らないんだけど、恐らくそれが圧倒的に多いんだと思います。そういったのを受けまして、この主要施策の成果、この自転車のマナーの、自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上ということで、特に中学生を対象としてそういう教室を開いていますということなんだけれども、私はこれ、中学生だけではなくて、自転車を利用する人が非常に多くなった、ここですね。そういった全ての、自転車を利用する全ての人に、やっぱりこの交通ルールの遵守とそれからマナーの向上、普及をやっていかなくちゃいけないと思います。

それはどういうことなのかというと、欧米と比較して、日本は非常に交通事故の件数が多い。これはどうしてなんだということなんだけれども、それは今言った交通ルールの遵守と交通マナーの向上というのが、いわゆる欧米では交通文化として定着している。しっかりと。どういうふうに定着しているかということ、車と自転車は対等な立場に立って、それで歩行者を守るんだというこの交通文化というのが、一番交通弱者であります歩行者に最大限配慮するんだというのが、もう定着しているんですよ。そういったことが日本では遅れているんじゃないか。それが交通事故の件数として、欧米と比較した場合に表れていると、私はそう思う。

その点からすれば、ぜひ千代田区として警察とも協議していただいて、広くこの交通の、自転車を利用する全ての方に、そういった交通文化というものを普及していただきたいと思います。

○平岡環境まちづくり総務課長 大串委員から頂きましたご意見、これはごもっともなことだと思っております。全ての方に交通安全というようなことで、情報提供や情報の共有がなされ、それで全ての方に、例えば自動車であれ自転車であれ歩行者であれ、交通安全のそういった備えがなされるというようなことが大切なことは、私ども行政を担う側とし

ましては十分に考えてございます。

今回のスケアード・ストリートと申します授業、これは、昨年度は神田一橋中で、今年  
は麴町中でもう既に行い、子どもたちにできるだけ身近に知ってもらいたいというよ  
うなことで、スケアード・ストリートをやってまいりました。

そういった若い段階から交通安全に対する大切さということを理解していただくとい  
うようなことは、とても必要なことであると私どもは考えております。こういったことを継  
続しつつ、一般の方にも自転車を含めた交通安全の周知ということが図られなければなら  
ないというふうに考えてございます。

今回ちょっと特異的な形、特異的と申しますか、かなり広報を、PRする形で、広報9  
月20日号に、この9月21日から始まりました全国交通安全運動、これをしっかり周知  
すべく、広報紙の一面を広報広聴課に協力を頂いて大々的に報じるというような形で、ま  
ずは自転車の交通安全の周知に努めてまいりました。今後は自転車だけでなく、交通安全、  
交通事故の防止といった内容からも、周知をどのように図っていくのかを十分に考えなが  
ら、対応策を進めていきたいと考えてございます。

○大串委員 なかなか交通文化の向上というのは一朝一夕にはできないけれども、ぜひよ  
ろしくお願いしたいと思います。

もう一つお願いしたいことがあるんだけど、交通事故の中で最も多いのが高齢者の  
事故。で、高齢者がどこで事故に遭っているかという、生活道路で事故に遭っている。  
これが多いんだそうですよ。ですので、私は、自動車の通過交通というんですか。主要幹  
線道路を走ってもらいたいんだよね。それが、この生活道路まで車がもうどんどん入るよ  
うになってしまったゆえに、高齢者と車との事故が多いと。これは日本の特徴だそうで  
すよ。ですので、これは警察との協議は必要はですけれども、できるだけ通過交通となる車  
は主要幹線を走ってもらって、生活道路はできるだけ走らないようにしてもらおうとい  
うのが、一つお願いできないかと思っているんで、ぜひ協力してお願いしたいと思いま  
す。

○谷田部道路公園課長 今、生活道路のお話でございました。これまでも警察との協議を  
しながら、ゾーン30という施策を展開しまして、あくまでもこれは生活道路の範囲とい  
うところでの車の速度を制限して、交通安全を少し、重要エリアとして取り組んできた  
ところでございます。これは一応平成30年で地区が13か所指定されまして、ゾーンとし  
て、通過交通をなるべくそのゾーンに入らないようにということで取り組んでございま  
すので、さらなるこの部分の改善も含めて、また検討をしてまいりたいなというふう  
に考えてございます。

○大串委員 はい。いいです。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

ほかにこの事項、ありますか。（発言する者あり）関連ですか。いいですか、ここ、終  
わっちゃって。

岩田委員、新たなところね。

○岩田委員 はい。新たなところで。高齢者運転免許証自主返納支援についてお伺いた  
します。

○嶋崎分科会長 ちょっと待って。はいはい、どうぞ。一緒のところじゃん。

○岩田委員 でも、交通……

○嶋崎分科会長 いやいや、一つの目としては一緒なんですよ。

○岩田委員 あ、目としては。すみません、目としては一緒ですけど。はい。すみません。

○嶋崎分科会長 はい。どうぞ。

○岩田委員 これは、この支援は、国が自主返納を求めているのと、区も求めているその対象の年齢は、まず一緒なのかどうか。そして区に今まで何人ぐらい返納して、それはその年齢の何%ぐらいを占めているのかを、分かれば教えてください。

○平岡環境まちづくり総務課長 こちらの事業は、高齢者におけます交通事故の減少を防ぐというようなことで、平成29年10月から事業を開始させていただいておる事業でございます。事務事業概要をもしお持ちでいらっしゃれば、50ページにこれまでの実績を書いてございます。直近3か年で支援者の数は、令和元年度192名、令和2年度192名、令和3年度163名という形です。支援者の年齢は74.9歳、74.5歳、75.4歳と、ほぼ70代の中盤の方が多というふうに認識してございます。

それから自治体、私たちの制度では、この事業の制度では、全ての免許返納を、自主返納した70歳以上の方を対象とさせていただいております、デポジットのついた交通カードを差し上げるという事業を展開させていただいているというようなところ、これが現状でございます。

○岩田委員 平成29年からということなんですが、じゃあ、ここ3か年はここで確認できたんですけど、今までというのは全部で何人ぐらいかというのまでは分からないですかね。

○平岡環境まちづくり総務課長 ちょっとお時間を頂いてお調べすることになります。

○岩田委員 それでは結構です。

今後これは、例えば国もそういうふうな考えでやっていて、区もそれに対して一緒にやっということなんですけども、これは国がやっているのと区がやっているのは別々で特典はもらえるんでしょうか。それとも国は国でやって、区は区でやっているんでしょうか。

○平岡環境まちづくり総務課長 ちょっと国の制度と申しますが、こういったものがあるのか、ちょっと私も把握はしておりませんが、都内の自治体が独自に、各自治体がそれぞれ色が違う形で進めさせていただいております。例えば本区では70歳以上の方にICカードですが、他区ではコミュニティバスの乗車券でありますとか、これはそれぞれ各自治体の特色を出して展開しているというようなところで、この今回の免許返納の趣旨に従ってその施策が推進できるように、各自治体が特徴を出して展開しているというような現状でございます。

○岩田委員 すみません。じゃあ、国はそういうふうにやっということなので、それは各自治体がいろいろ特色を出してやるということなんです。

それで、今後これは、例えば何か、ちょっと言い方を、ちょっと言葉を選びながら、高齢者の方がなるべく事故を起こさないように、なるべく皆さんに免許を返してもらえように特典を上げていくとか、そういうような考えとかはあるんでしょうか。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、岩田委員からご指摘いただきました。この施策として、今現状で100人以上、150人以上の方が毎年コンスタントにご利用いただいておりますので、この事業の有益性は一定程度あるというふうに私どもも考えております。た



だ、今後も高齢者の事故、こういったことがないように、少なくなるように、各自治体も力を注いでいかなければならないというような考えは、当然私どものほうも持っておりますので、例えばこの事業の特典として今差し上げておりますICカード以外のものも含めて、こういった形で事業がうまく展開していったらいいのかということは今後も研究をし続けながら、この事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○岩田委員 はい。

○嶋崎分科会長 小枝委員。ここですか。ここは終わっちゃっていいですか。

○小枝委員 項目は、はい、違います。

○嶋崎分科会長 この目はいいですか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎分科会長 じゃあ、この目は終わります。

どうぞ。

○小枝委員 すみません。ちょっと一つだけ、大きなところというか、この三角の予備費流用が、放置自転車対策と地域交流費と環境まちづくり総務一般事務費のところに入っています。これは、何か補正予算であったのかもしれませんが、珍しいので、これは何でしたでしょうか。ここの費用で言うと約300万円ですけども、ちょっと教えてください。

○平岡環境まちづくり総務課長 こちらは予備費の充用ではございませんで、流用、予算の流用でございます。他の事業に予算の不足がございましたので、必要な経費を流用させていただいたというような形でございます。

○小枝委員 うん。何だっけ。

○嶋崎分科会長 具体。具体ね。

○小枝委員 うん。何でしたでしょうかという。

○嶋崎分科会長 具体、具体。

○小枝委員 珍しいのでね。（発言する者あり）そう。

○嶋崎分科会長 分かる。

○小枝委員 いろいろ。じゃあ、複雑ならいいです。

○平岡環境まちづくり総務課長 ちょっとお調べの……

○小枝委員 そうですか。

○嶋崎分科会長 はい。休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時06分再開

○嶋崎分科会長 再開します。

じゃあ、もう一回、小枝委員。

○小枝委員 いいですか。割とシンプルなものなのかなと思ったので。いや、それほど、仕組みの問題なので、結構です。私の質問をしたいほうに、いいですか。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○小枝委員 どうしても答弁したいというのがなければ、いいですか。

6番の占用総合管理システムというところだと思います。事務事業概要の35ページの

ところに、様々な占用許可の件数や占用料免除件数というものが詳細に載ってはいません。この件について伺いたいんですが、コロナの中で、昨年特にだったと思うんですけども、商店街とか、それから住民、協議会であるとか、そういったところからの申請があれば、道路使用について、申請があれば使ってくださいという、国交省を挙げての規制緩和がありました。それに関して利用された実績があるのかなというところを伺いたいと。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、コロナでとおっしゃったんですが、恐らく小枝委員からのご指摘は、テラス営業と申しまして、道路を使って、暫定的に区道沿いの沿道のお店の方が、その道路の中で飲食路上運営をされるというような件数かと思っております。令和3年度の決算では6団体7か所から申請を頂戴して、その中身について許可をさせていただいております。

○小枝委員 3密を避けるということと、何です、隈研吾さんとか、そういう建築家の方々が非常に道との対話ということをおっしゃっていたこと、いろいろな風土、文化の変化の中で、そうした道の利用の仕方ということが行われるようになった。もしかするとゼロなのかと思いましたが、6団体7か所でやったということは、非常にこれは、ここでどこですかとは聞きませんが、いいことなのかというふうに思うんですね、もっと道を使っていたかという意味では。これ、コロナが終わったら、終わってしまうようなものなんでしょうか。

○平岡環境まちづくり総務課長 今のところ、このテラス営業について、その事業自体がどうなるというちょっと方策までは——終わりですね、この事業の終わりというのは、特に細かい通知までは頂戴はしておらないんですけど、国がこの制度、こういった制度を運用していくということであれば、本区といたしましても、この趣旨に従って必要な対応はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎分科会長 ウォークابل担当課長。

○前田ウォークابل推進担当課長 ただいまのご質問のところでございますけれども、やはり道を使っていくといったところは、ウォークابلとして非常に重要だというふうに考えてございます。その中で、安全・安心を担保しながらやっていくといったところ、そこも占用担当と、それぞれ連携を図ってやっていかなければならないというふうに考えてございます。そういった取組をどこでやっていくのか、それをどう日常に変えていくのかというところも含めて、引き続き検討させていただければというふうに考えてございます。

○小枝委員 そうですね。ホームページを見てみますと、千代田区もこのテラス営業の勧めのようなページがございました。国交省のほうも載っています。国交省のほうはかなり写真や事例を載せて、割と積極的に進めているようです。

この千代田区でも6団体7か所の利用があったということであれば、そうした経験値も、よかったこと、それから反省点、安全面というのはどうなのかとか、行政がどこまでそういった、何というか、指導という上からだから、コミュニケーションできるのかとか、そういったことの振り返りもあって、どこまでがコロナでそこからアフターになるのか分かりませんが、そのところを、ソフトに、積極的に安全に、かつにぎわいというか、人が出会ったり対話したり、少し安らげるような空間づくりというので、そういう意味ではコロナを逆にチャンスにというふうなことの一例であろうというふうに思うので、その辺がこの事業実績から見えてこないのか、そうしたことも、もう少し区民にも見え、議会

にも見えるようにしていただけるとありがたいんですが、区の姿勢も含めてどんなふうにお考えでしょうか。

○前田ウォークブル推進担当課長 ご指摘のように、道を使いこなしていくといったところの中で、まずは庁内連携、ここをしっかりとっていく必要があるだろうというふうに認識してございます。このウォークブルを進めるに当たりましては、この部内の中でも情報を共有する機会を設けてございますので、そうしたところでこの実績もお伺いしながら、そしてそれをどういった形で区民に分かりやすく発信できるか、そこにつきましては引き続き検討させていただきまして、どういった形が皆様が使いやすい形のまちづくりになってくるのかといったところに向けて、ちょっとその発信の仕方というのはこれから工夫が必要かもしれませんけれども、ちょっと研究をさせていただければというふうに考えてございます。

○小枝委員 その際に、道路だけではなくて、ここに区立公園許可というのも道路と並んでありますけれども、公園であったりとか、あるいは広場であったりとか、そういうところも連携をしながら場づくりをしていくということでは、民間だけが、民間の場を区が提供していくという考えもあるでしょうし、民間と区が一緒になってやっていくということもあるでしょうし、そういうふうな空間で見ると、すごくこの道も面白さがあるし、やれることがあるというふうに感じるんですね。その辺は、ウォークブル、そのために担当課長がいるのかもしれませんが、その中だけに閉じ籠もらず、もう少し横連携を図れるようなことが必要なんじゃないのかなというふうに感じるんです。今度、令和4年ですよね、なっていくに。あ、5年ですよね。ちょうど3年の実績を踏まえて4年が今あって、5年ということで、その辺のところを踏まえて答弁を頂けたらと思います。

○前田ウォークブル推進担当課長 今ご指摘いただきました道路だけでなく、広場、公園といったところのご指摘も頂いたところでございます。そして、その使い方といったところも肝要になってくるかなというふうに認識をしてございます。

このたびこのウォークブル推進を進めるに当たりまして、エリアマネジメントのガイドラインをつくっていくといったところで、常任のほうでそのことをご報告させていただいてというふうに考えてございますが、その中ではエリアマネジメントの活動、ここに着目した形のガイドラインということで認識をしてございます。その中では、どういった手続で道路を活用できるのか、広場を活用できるのか、そして何をやる、内容によってどのような形で手続が増えるのか、それをどう行政が支援していくのか。そうしたところから、可視化して分かりやすく発信してまいりたいというふうに考えてございますので、今頂きましたご指摘も踏まえて検討させていただければというふうに思います。

○小枝委員 おおむねそういうことだとは思いますが、エリアマネジメントというくくりだけで考えてしまうと、視野が狭いかなと率直に思います。本会議でも申しましたけれども、一般社団法人という意味では、商店街もあります。また、一般社団法人になっていなくても、町会もあれば、NPO、いろいろな連携の仕方があるわけです。そういう、法人、何というか、そこだけでくくってしまうと、表現するときに、何々と何々と何々というふうに言ったほうがいいんじゃないかなというのはかねがね、せっかくいいことをしようとしているのに、もったいないなと思うんですけど、どうでしょうか。

○前田ウォークブル推進担当課長 まだ第1回のご報告が次の常任でということで考えて

いる中で、恐縮でございますけれども、今ご指摘いただきましたように、このエリアマネジメントということで、マネジメント団体だけの活動という形ではなくて、個人の活動、商店街の活動、そうしたことも、このエリアの中での活動といったことで、対象として位置づけをさせていただきたいなというふうに認識をさせていただいてございます。なので、ご指摘いただきましたように、何かエリアマネジメント推進法人、それだけを支援するといった形ではなくて、個人から商店街から各種団体からといった形のもをを対象としてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂ければというふうに存じます。

○嶋崎分科会長 はい。面として考えるということが大事なんじゃないの。いろんな団体があるわけだから、それを、点と線が面になっていくということなんだと思いますよ。ね。いい話なんで、よろしくお願いいたします。

ほかに。

○大串委員 分科会長、この6番、いいですか。

○嶋崎分科会長 6番。今のところですか。占用総合管理システムの6番。はい。関連でどうぞ。

○大串委員 この道路の占用許可のところでは、また過去にも何度か質問しているんですけども、風ぐるまのバス停なんですよね。都バスのバス停はもう全てそうになりましたけれど、屋根があって、椅子があって。千代田区では1か所だけ造って、非常に高齢者に評判がよくて、ぜひほかも造って欲しくないかという相談もあるんですけども、なかなかそれ以降進まないんですけども。当然に歩道の幅とか何とか制約がありますので、全部の風ぐるまのバス停はできないんですけども、基準を満たしているとか、6か所ありますよということなんだけど、ぜひ、保健福祉部からもそれはぜひやったほうがいいということなんですけれども、その占用の許可の、環境まちづくり総務課ですか、そこがあれだということなんですけど、どうでしょうか。

○嶋崎分科会長 現状を含めて、どうなっているんですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 かつて大串委員からもその話を頂戴したことがございます。今年度、私どもが今対応している中では、いわゆるバス停の上空と申しますか、その部分についてのご相談はちょっとまだ頂いておりません。ただ、そういうご指摘も頂いておりますので、ちょっと保健福祉部のほうと相談をしながら。

○大串委員 お願いします。

○平岡環境まちづくり総務課長 政策としてどういうふうに持っていくのか、深めてまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。

○大串委員 はい。

○嶋崎分科会長 改めて、この1目はよろしいですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 分科会長、すみません。ご質問の回答がちょっと漏れていたところ、今、調べまして。

○嶋崎分科会長 あ、そう。誰の。

○平岡環境まちづくり総務課長 お答えをさせていただければと思います。

○嶋崎分科会長 はい。どの委員の。

○平岡環境まちづくり総務課長 よろしいですか。

○嶋崎分科会長 いいよ。

○平岡環境まちづくり総務課長 先ほど自主返納をした件数。

○嶋崎分科会長 ああ、岩田委員ね。

○平岡環境まちづくり総務課長 岩田委員からご指摘いただいた点でございました。平成29年度54件、平成30年度127件、令和元年度192件、令和2年度192件、それから令和3年度163件で、これまでトータル、令和4年度、今9月現在で65件。トータルで793件の方の自主返納を頂戴してございます。まずこちらが第1点と。

それから小枝委員から、先ほどの流用についてですが、環境政策費のほうの地域的な公害対策、こちらのほうに流用財源を移してございます。これ、そちらの事業で購入した中身は、アスベストアナライザーと申しまして、アスベストの分析器でございます。これを調達する経費として事業間流用を行ったというようなところでございます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、環境まちづくり総務費の調査を終了いたします。

次に、目2、環境保全費、決算参考書220ページから223ページ。執行機関のご説明は。

○笛木環境政策課長 2、環境保全費の3項目め、ヒートアイランド対策・暑熱対策の推進と、4項目め、地球温暖化対策について、説明させていただきます。主要施策の成果は80ページです。

まず80ページ、57番、ヒートアイランド対策・暑熱対策です。都心千代田区は、ヒートアイランド現象によりまして、熱中症など健康リスクの増大が懸念されることから、様々なヒートアイランド対策を実施しております。令和3年度予算の執行率は81.2%です。

実績のうち主な特徴といたしましては、(3)のWBGT測定器の配付・日除け設備の設置です。熱中症指数を測定するWBGT測定器を区立幼稚園、小中学校等へ配付し、熱中症予防に活用していただきました。また、日除けの設置としましては、麹町保育園の園庭に写真のような緑陰効果と風通しを確保するフラクタル日除けを設置しました。また、(7)ヒートアイランド計画見直しに向けた検討会を8月と12月の2回行いました。

令和4年度の実績状況ですが、緑化や地表面等の蓄熱抑制など、さらに推進するとともに、ヒートアイランド計画の見直しに向けた効果の検証、現状調査等を行い、方向性を検討しまして、令和5年度に計画を改定して、さらなるヒートアイランド対策の推進を図ります。

続きまして、次のページ、58、地球温暖化対策の推進です。令和3年度の実績としましては、第3回定例議会における地球温暖化対策条例改正を踏まえまして、11月には2050ゼロカーボンちよだを目指した気候非常事態宣言を発出しました。また、地域推進計画の改定や気候変動適応計画を新たに策定いたしました。また、温暖化配慮行動計画制度によりまして、区内事業所の良い取組を表彰しております。また、建築物の省エネ化につきましては、既存のビルのグリーンストック作戦や、省エネ改修助成、新築建築物の35%省エネを目指した環境計画制度等を推進しております。また、第4次実行計画の推進では、排出原単位の改善が見込まれる3施設の調査を実施いたしました。

令和4年度は、新規事業として、地方と連携した産地指定再エネ供給や再エネ施設整備の検討、区民や事業者への再エネ切り替え支援、電気自動車や充電設備等導入への助成、ゼロカーボンフォーラムの開催などを実施するほか、第4次実行計画の検証等を行い、次期計画の策定に取り組みます。

説明は以上です。

○嶋崎分科会長 はい。ご説明いただきました。

調査に入ります。質疑をどうぞ。

○桜井委員 5番目の生物多様性の推進のところの質問をしたいと思います。

この生物、我々も、人間もそのうちの一つでございますけども、共存をし、この地球の中で生活をしていくことの中で、非常にこの生物との、多様性を尊重し、我々も同様に生きているということの中で、その環境を維持していくということは大変大切なことだと思っております。

712万9,000円の予算に対して、96.6%ということで、24万2,500円の不用額と、ほぼほぼ予算を当初の計画どおり使って事業を行っていただいたということなわけでございますけども、このコロナ禍の中でいろいろとご苦労もあったんではないかと思っております。

この事業については、いろいろな推進会議を行っていただいたり、モニタリングの調査をしていただいたり、非常に幅広く活動をしていただいているということが事務事業概要を見るとうかがえます。その中で、推進会議のところ、コロナ禍でしたので書面開催もあったというふうに書いてございますけども、推進プランの進捗状況、それと、プランの検証ですよね、がどのようになっているのか、区が受け止めているのかというところを、まずお聞かせいただけますか。

○笛木環境政策課長 生物多様性につきましては、前年度から生物多様性推進プランの見直しということで、推進会議を設置しまして、見直しを図っているところでございます。専門家を含めて、区民を含めて、ご意見を伺いながら推進しているところでございまして、また今年度は調査を、今どのような状況になっているのかという、生物が区内で、区内で十五、六地点選定しまして、そこの生物調査を春、夏、秋、冬ということでやっておりまして、その結果を基に推進会議で意見を伺いながら今後の戦略を作成しています。

その中で、また一方で、国や都、また世界各国でもCOP15といいまして、いろいろ生物多様性の会議の推進の状況が変わってきている中で、そういったことを踏まえながら、区内の実態調査等も参考にしながら、今年度中にまとめる予定だったんですけども、ちょっと世界定な情勢が、若干世界情勢が遅れているということで、国や都の戦略が今年度中に出ないということになりまして、ちょっと来年度前半ぐらいまでかかる予定で、今、策定を予定しているところでございます。

○桜井委員 この生物多様性の推進というのは、有識者の方からいろいろとご意見もお伺いし組み立てていくことはもちろん大切なことなんですけども、考えてみると非常に身近な事業だと私は思っているんです。我々が住んでいるこの環境の中で、身近なところにこの生物の多様性、生物が生きているわけですから、それを調べて、いろいろな形でそれを反映していくというようなことというのは、非常に大切だと思っております。そういうものがバランスが崩れてくると、例えば外来種のものが入ってきたり、偏ったものが異常発

生したりとかというようなことが出てくるわけで、その要素というのは我々の生活する中では非常に身近なところにあるわけですね。

それを、何というのかな、学者の方にご意見をお伺いするのもいいんですけども、もっと身近に、このモニタリングをやっていらっしゃるわけでしょう。非常にいいことだと思うんです。そういうようなところから、いかにあるべきかというところを話し合うようなものというのが大切なんだと思うんですよ。その中では、子どもたちにその調査の一端を、一緒に協力してもらって、子どもたちの目でこの我々の生活環境というものを肌で感じてもらうということというのは、とても大切だと思うんですよ。事務事業概要では子どもたちの参加もうたっているんですけども、僕は、もっとね、もっと子どもたちに、親子で調べようとか、その裾野を広げてもいいんだと思うんですよ。そういうところから、我々の環境、生活環境というものはいかにあるべきかということを経験してもらうということが必要なんで、学者の方に意見をまとめていただくのも結構ですけども、むしろそういうようなことを大切にさせていただく、そういうようなことを提案をされたらいいかなと思うんですけど、そうなってくると、この予算額、こんなのじゃ足りないんじゃないかと僕は思っているの。これで96%まで使っていただいているけども、もっと生きたお金を、予算をつけて、それで、そういう事業に、充実した事業にしていく必要があると思うんですけど、いかがですか。

○笛木環境政策課長 先ほどちょっと説明が不足しておりまして、生物多様性推進会議のメンバーには学経の方だけではなくて、事業者の方とか公募区民の方、また行政としましては環境省だとか東京都環境局等も入りまして、いろいろな様々な意見を聞きながら、そういった会議を進めているところでございます。

また、子ども、モニタリング調査等につきましては、毎年、春から、夏休み前から、小学校のほうに、こういった調査がありますということで、協力してくださいということで、生き物を見つけたら、どこでどういうものを見つけた、いつ頃というのを調査していただいて、報告していただいているということを知りたくてしております。

そういった中で、うちも幾つかこういうふうに、いろいろこういった生物多様性の研究と言いますか、調査を行いましたということを表彰しております。選定して。そういったことも行ってございまして、令和3年度につきましては、これは小学生が皇居周辺の北の丸公園だとか外濠公園等で生き物調査をして、非常に学経の人も、優れた調査、調査方法だとか、また発見したものもすばらしいということで、そういったことを行っているところでございます。

いろいろ生物、千代田区は皇居を中心とした生物多様性のネットワークという、この重要ということでありますので、引き続きそういった点を含めて、いろいろな参加を募りながら進めていきたいと思っております。

○桜井委員 最後にしますけども、今、子どもの参加についてもご紹介を頂きました。結構な話だと思います。

ぜひ、これは、環境まちづくり部の枠の中で終結するんじゃないで、むしろ全庁的な、子ども部、教育委員会との、もっとこういう事業についての、どうしたらもっと裾野が広がるのかというようなところを考えていただいて、一つの部だけで終結するのではなくて、ぜひ教育委員会も含めて、子どものほうに裾野が広がるように、事業のほうは考えていた

だきたい。そのためには予算を、今度のところで増やすんだったら増やしたっていいじゃないですか。今の、この今回は決算ですから、やっていただいて、96%という数字が出ているんですから、さらにもう一步ステップアップできるような事業を展開していただきたい。お答えいただけますか。

○印出井環境まちづくり部長 今、桜井委員からご指摘を頂きました。我々のほうとしても、生物多様性について、次世代を担う子どもたちを中心に、参加の裾野を広げるという取組をしているところでございます。ご提案のございました子ども部との連携、さらには場合によっては観光とか商店街振興とか、いろいろ関係部とも広がる可能性があるのかなというふうに思っていますので、そういったことも含めて、令和5年度以降取り組みたいと思っています。

また、今、既存の仕組みの中では、それはそれでアナログが大事な部分もあって、専門家の方も非常に、これは公表されているから大丈夫だと思いますけども、麴町小学校の2年生が大賞を取ったんですけれども、生き物探しの、珍しい生き物の生息の調査なんかをされていて、アナログはアナログでよかったんですけど、やっぱり昨今、やっぱり子どもたちの世界にデジタル化が進んでいたりしますので、今後裾野を広げる上で、そういった部分での拡充なども検討に入れて、今後取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○桜井委員 はい。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○桜井委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかに。

○永田委員 ヒートアイランド対策について、お聞きします。

○嶋崎分科会長 ヒートアイランド対策。3番ね。どうぞ。

○永田委員 ドライ型ミストについてはもう既に定着して、生活に欠かせないものになっていると思います。一昨日、千鳥ヶ淵緑道に長蛇の列ができたときは、ああいったものがあって、大変助かったという意見もありました。この日のためにわざわざ設置してくれたんですかというような人もいたぐらいだったんです。（発言する者あり）

そして、ドライ型ミストをさらに拡充するのは大変難しいかもしれないんですけど、これはもう既に定着しているものとして、さらに拡充できるようなヒートアイランド対策を考えてみたときに、敷地内緑化、これが固定で1件、プランターが2件と非常に少ない、活用されていないというふうに見受けられるんですが、この条件であったりとか補助金について、説明いただけますでしょうか。

○笛木環境政策課長 そうですね。ヒートアイランド対策としまして、現在250平米以上の敷地に対しては、いろいろ事前というか、20%以上の緑地等を確保するという、屋上も含めて、ということをしておりまして、その中でまた助成制度、緑地等の助成制度等も行っております。プランターだとか、固定というのは固定のそういった植樹帯だとか、そういうのも作っていただけるという中で、助成は少ないという状況にはなっていますが――すみません、質問が。助成の。

○永田委員 この条件であったりとか、補助金がどのぐらいというのが、簡単でいいので。



○笛木環境政策課長 助成の条件でしょうか。

○永田委員 はい。

○嶋崎分科会長 プランターやなんかの活用が少ないんじゃないですかという質問なんで、そこを含めて、仕組みがどうなっているの、使い勝手が悪いんじゃないのということを、永田委員は言っているんじゃないの。

○笛木環境政策課長 はい。ちょっと、すみません、ちょっと。

○永田委員 いいです。続けて聞きます。

○嶋崎分科会長 永田委員。

○永田委員 多分恐らく、こう、非常に分かりづらい助成制度ということもあって、活用されていないんだと思います。もちろん調べりゃすぐ分かると思うんですが、担当課長ですら、すぐに答えられない。それであれば、地域の方がこれを把握して活用するということは、もう難しいと思うんです。

○嶋崎分科会長 それはそう。

○永田委員 であれば、もう少しかみ砕いて、分かりやすいように、例えば町会が行政と地域の窓口の一つというか、重要な位置づけであるならば、町会にこういった助成制度があるということを伝えて、活用していただくという。こういう制度がありますと周知はある程度していても、なかなか非常に分かりづらいと思うので、もっと気軽に、こういう緑化ができますよという、例えばやっぱり新しいマンションができたときに、総合設計制度とかがあれば、自動的に緑化だったり公開空地、水辺のようなものができてくると思うんですけども、総合設計制度を使っていないところだと、総合設計制度を使っていないので地域貢献は必要ありませんと、はっきり言われてしまったこともあります。

そういったときに町会が、こういった助成制度があるので、例えばその一部を町会にお借りというか、使わせてもらって、そこを、例えばこのアダプト制度なんかとも併せて緑地を広げていくきっかけになっていけばいいなと思うので、この今現状のこの制度だけじゃなくて、さらに幅広く活用できるようにしていきたいというふうに私は考えているんですけども、その点についてどうでしょう。

○笛木環境政策課長 すみません。基本的なことが答えられなくて、申し訳ないです。

あまり周知、いろいろな助成制度があったとしても、これ、周知、皆様にこれが、こういうのがあるよと伝わらなければ活用できないということで、これは本当にほかの助成制度も含めて、この周知方法というのは、いろいろうちのほうも検討して、また強化していかなければならないと考えております。そうした中で、一つ町会というのも、町会、直接これまで町会に周知したということはやっておらない中で、一つそういった町会にも周知して、また町会でいろいろな活動があると思いますので、そうした中で緑化を町会自体が促進していこうという中では、周知とともに、またそういった敷地内に限らず、どういった町会の活動の中でそういった緑に関わることは広めていくようなことに、今後何かできないかということは検討していきたいと思います。

○嶋崎分科会長 いいですか。

使い勝手をよくしてあげてくださいよ。せっかくの事業なんだからね。

○笛木環境政策課長 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかに。

○木村委員 4の地球温暖化対策について。

○嶋崎分科会長 はい。資料請求があった分ですよ。はい、どうぞ。

○木村委員 はい。資料を作っていただきました。ありがとうございます。

千代田区の場合、CO<sub>2</sub>排出量の77%が業務部門ということでありますので、ここへの対策は非常に大事だと思うんですね。千代田区の場合は新築建築物への対応と、それから既存建築物への対応と、両方からその削減に向けていろいろ努力もされているということだと思うんです。それに関する資料を今日出していただきました。

それで、まず新築に対する、資料の2-2になるんですけども、環境配慮に関する制度・届出等比較表、これは都と23区ということで資料を頂いたんですけども、23区の中で、いわゆる新築に対する環境配慮に関する制度を持っているというのは、この5区ということでよろしいんでしょうか。

○笹木環境政策課長 うちのほうで調べたところ、建築時における環境配慮に関する制度、独自でやっているというふうな東京都を含めまして、千代田区含めて、この表にあるとおりでございます。

○木村委員 千代田区の建築物環境計画書制度、ずっと根拠、対象、概要を拝見してみますと、対象が省エネ法の計算対象、対象床面積300平米以上と。ほかの区と比べても結構対象が広いですよ。これは運用上スムーズに行っていますか。ちょっと確認させてください。

○笹木環境政策課長 いえ、これは省エネ法と同じ300平米以上ということで、特に運用上何かあるということは今のところありません。

○木村委員 ほかのところが、港とか世田谷とかほかの区を見ると、やっぱり敷地面積、延べ面積と、より広いものになっていたから。順調に行ったりいいんです。

それで、これは事前協議を実施し、省エネ基準値より、これは法律で定められているものだと思うんだけど、省エネ基準値より、非住宅は35%、住宅は20%削減を努力目標とすると。努力目標としているところは、ほかの区にはないわけですね。で、これを達成した場合には何らかの支援というか助成というのはあるんですか。

○笹木環境政策課長 ええ。これを達成した場合には、ボーナスではありませんけども、低炭素助成というのを設定しておりまして、CO<sub>2</sub>年間削減1トン当たり25万円、最高40トンまでということで1,000万円の助成を、助成というか、そういった支給をしております。

○木村委員 ボーナスもつけて、新築には一応対応しているということですね。

あと、ちょっともう一つの省エネ、これは既存建築物への対応で、これ、やっぱり資料を拝見すると、随分メニューの数は、周辺区、いわゆる都心6区で見ると、随分多いと。これはもう数字、支援の助成のメニューは随分多いということはよく分かります。

それで、この助成項目の中で、マンションの共有部分への助成に該当するものはどういったものでしょうか。やっぱりマンションは増えていますのでね。

○笹木環境政策課長 マンションにつきましては、共用部分につきましては、LED照明と空調になります。

○木村委員 ごめんなさい、もう一回。聞こえない。LEDと。

○笛木環境政策課長 LED照明と空調。

○嶋崎分科会長 空調。

○笛木環境政策課長 はい。ですから、一番上の「LED照明」、表の一番上と、真ん中に「空調」とあると思うんですけども、その二つに。

○木村委員 ああ、はい。

○笛木環境政策課長 あ、すみません。

○嶋崎分科会長 えっ、違うの。答弁し直してください。

担当課長。

○笛木環境政策課長 間違えました。すみません。それと、太陽光発電と、その太陽光に絡む蓄電施設もあります。すみません。

○嶋崎分科会長 重ねてね。はい。

木村委員。

○木村委員 四つのメニューでマンションの共用部分については助成していると。支援をしていると。

それで、もし分かったら、実績というのわかりますか。そのマンションの共有部分での実績というの。

○笛木環境政策課長 マンション共用部につきましては、実績としまして、先ほど述べましたLED照明と空調ということになります。

○木村委員 ああ、なるほど。どのくらいかわかりますか。

○嶋崎分科会長 数。

○笛木環境政策課長 LED照明が、昨年度なんですけども、申請件数7件、助成額として約330万。空調は1件、12万程度ということでございます。

○木村委員 7件ですので、これ、もっと利用者が、利用団体ですか、増えてもいいんじゃないかなと思うんですけども、これはマンションのいわゆる理事会での決議というか、あれを踏まえて申請するという、そういうシステムなんだろうかね。そうすれば、ちょっとそれだけは。仕組み的に。仕組みだけ。

○笛木環境政策課長 これはマンションの共用部ですので、やっぱり理事会なり、そういったところで決定してもらわないと、単独では受け付けてはおりません。

○木村委員 ぜひ、これだけのメニューがありますので、こういう助成なので、ぜひちょっと周知を、先ほどの永田委員と同じように、ぜひ周知を強めていただきたいと思うんです。

それで、たしか東京都が太陽光発電、新築に対していわゆる義務づけると、一定の要件があるけれども、始めると。それで、ただ、なかなか千代田区は難しいだろうということ、基準もほかの区とは違って30%とか、30とかというふうになっているようだけれども、これは、そういうちょっと東京都の動きとの関係で、なかなか実績がない、太陽光発電システム、こう、連動しながらこの制度を生かすことはできるのか。東京都の動きと連動させて。その辺どうなんだろうかね。

○笛木環境政策課長 東京都、そうですね、2025年を目途に、新築の建物に対して太陽光発電の設置を義務化するという方向性が出ておりまして、その内容を簡単に言いますと、2万平米以上の、ハウスメーカー、実績のあるハウスメーカーに対して、延べ床面積

2,000平米未満の中小規模の新築建物に太陽光発電等の設置を義務づけるということで、今いろいろご意見を聞いているとのことでございます。

それで、千代田区については、もし制度が実施された場合、千代田区はビル等が多い中で、太陽光の、そういった有効なのかということも考えながら、3割程度、30%を目標とするという――対象物ですね、そういったことも方向性も出しているところでございます。また一方で、そういった支援も考えているということでございまして、千代田区としても、2050ゼロカーボンちよだを推進する上では、やはり太陽光、今、助成も推進しておりますので、東京都と連携して今後どのようなことが併せてできるかということは、検討していきたいと思っております。

○木村委員 ぜひお願いしたいと思えます。

それで、ちょっとこの問題、本会議でも何回か質問させていただいて、ちょっとそのやり取りも踏まえてちょっともう一度伺いたいんですけども、再エネ、省エネとやっぱり再エネが、これが気候変動対策の二つの柱だと思うんですね。それで、再エネの問題で、区有施設の太陽光の設置ということで、実は23区の資料なんかを見ると、決して千代田区の設置数が特別に見劣りしている、しかも区有施設の数そのものがほかの区と比べると少ないから、それでも結構、265設置されているということで、決して見劣りをしているわけじゃないと思うんですね。ただ、今後さらに再エネといたら、何か千代田区の場合は特に太陽光の役割、これはもう非常に大きなウエートを占めていくだろうというふうに、だと思えますよ。

それで、区有施設の太陽光発電のシステムの設置というのは、ずっと、この間やっぱり設備容量そのものは、私の持っている資料は平成27年度からなただけども、あんまり変わらないと。これは今後さらに増やしていくという意向があるのかどうかと、またそのための余地はあるのかどうかという、ちょっとその辺確認しておきたいんですけど。

○笹木環境政策課長 区有施設の太陽光発電につきましては、もうできる限りのところでやっております。今ですと、主な区有施設32か所の中で19施設にはもう、ちょっと小さいのもありますけども、一番大きいところだと、麴町中学校で60キロワットの太陽光発電を設置しているということもありますので、やっぱり千代田区、先ほどもありましたけども、ビル等もありまして、周りの環境等によって、これが太陽光がほんとつけてもつけられるのか、それだけ効果があるのかということも含めると、で検討しているところで、その可能性のあるところに設置しているというところでありまして、今後も区有施設の改修だとか建て替えだとかに伴いまして、できる限り設置していく方針でございます。

○木村委員 ぜひお願いします。

ちょっともう一つ伺いたいのは、再エネ電力の購入。結構千代田区、公共施設はやっていきますよね。再エネ電力の購入をされていると。ただ、指定管理者となっているところは、そういう契約になっていないということで、状況もよくつかめていないし、なかなかそうになっていないだろうと。これは、指定管理者となっている公共施設の再エネのいわゆる購入ということについては、これは、指定管理者との契約の更新時にそういう方向でやっていくということではよろしいんでしょうか。たしか本会議ではそんな答弁だったかな。ちょっとそれを確認させて。

○笹木環境政策課長 現在、区有施設の中で、指定管理者の再エネ切り替えというのは、

行ってというか、指導というか、そういったことは行っておりません。区有施設のほとんどはそういった電力に変えているんですけども。理由としましては、やはり再エネ電力となりますと、若干割高になるという状況になっておりまして、指定管理者の契約形態等を鑑みますと、その負担をどうするかということが課題になるかと思えますけども、今後、契約更新時というのものもあるんですけども、そういった契約更新時を待っていますと、いろいろ時間もかかりますので、指定管理者及びその所管部署と協議しながら、電力、そういった再エネの切替えについて、どのように区が負担する、省エネも含めて負担するかということ協議しながら進めていきたいと思っております。

○木村委員 そういう前向きな答弁を頂けると、すごくうれしいんです。（発言する者あり）当然、指定管理料とやはり一体のものだと思うんですよね。ですから、ぜひ再エネ電力の購入ということで、契約を待たずに購入ができるようになれば、それが最も望ましいと思えますので、ぜひ、じゃあ、そういった方向でご尽力いただけたらと思えます。

その同じような前向きな姿勢でもう一つお願いしたいのは、この資料の5番目にある窓断熱対策。二重窓・複層ガラスということで、ほかの自治体でも、周辺区では、都心6区では、皆さん——あ、中央区はやっていないか。やっていると。

それで、何か東京都が、窓と同時にドアの断熱対策の助成も、助成額を6分の1から3分の1に増やしたという話も聞いていますので、この辺、窓と、それからドアも併せて助成できるような形で検討してもらえないかと。これ、最後をお願いしたいんですけど、どうでしょう。

○笛木環境政策課長 ドアですね。東京都がやっているということですので、ちょっと私、その辺知らないで、申し訳ないんですけども、東京都の状況等も確認しながら、周辺、周辺区はもうやっていないんで、有効かどうかということも含めて、検討してまいりたいと思えます。

○木村委員 はい。お願いします。

○嶋崎分科会長 いいですか。

この、ありますか。

○大串委員 同じところ。

○嶋崎分科会長 同じところ。はい。関連で、どうぞ。

○大串委員 この温暖化対策、私のほうからは、各家庭の取組についてお伺いしたいんですけども、事務事業概要を見ますと、72ページに、各家庭が、契約電力を再エネ100%電力に切り替えた家庭に、5,000円相当の啓発品と認証ステッカーを交付するとありますけれども、この事業の具体的な内容と、それから実績を教えてくださいたいんです。

○笛木環境政策課長 この事業は今年度から新たに設けたものでございまして、7月1日から開始しているんですけども、内容としましては、現在というか、現在いろいろ電力事業が変わってきている部分もあるんですけども、本当に去年の、去年いっぱいぐらいまでというか、今年の2月までは、いろいろ再生可能エネルギー、今いろいろ家庭で使っている電力の中で、再生可能エネルギーも100%というのは結構出てきている状況です。それで、料金的にもそんなに変わらない。ほぼ同じらいのが出てきておりました。そういった中で、もうなるべく家庭にもそういった電力に切り替えてもらおうということで、こ

ういった事業をスタートしたわけですけども、実際、今の状況といたしましては、今、申請件数として、今のところ2件ということで、それも前からやって、切り替えた人が、これ、私もやっていますということで申請して、これは1年以内だったら受け付けますということでやっていますので、やはり今の電力需要、需給供給、電力が高くなって、先が見えない見通しの中で、ちょっと状況がかなり変わってきているのかなということで、これ、ちょっと制度としてはつくったんですけども、今のところそういった状況になっております。

○大串委員 これは、そうすると、具体的にはだよ、よく分からないんだけど、通常の家庭で、東京電力さんと今契約をしているけれども、それを再エネ100%の事業者、あるわけですか。東京ガスさんとか。ガスかどうなのか分からないけど。そういったところに替えますと。で、今の話を聞くと、電気代もほとんど、それは事業者を変えたとしても変わらないんだということであれば、ぜひもっと周知をして、再エネに切り替えてもらおう。

それから、啓発品5,000円とありますけれども、昨今の電気代の高さ、物価高がありますので、ここは物価高対策と併せて、何かこれ、もうちょっと啓発品、もうちょっとボーナスというかな、そういったものをつけて、高騰する電気料の対策と、それからこの再エネ、温暖化対策とこれをセットにしてやったら、もっとよくなるんじゃないかと思うんですけどね。ぜひ検討してみたらどうでしょうか。

○笛木環境政策課長 ええ。再エネ電力、今でも電力状況が不透明な中、いろいろ幾つかの会社で、そういった100%の電力、再エネ100%電力を供給しております。電力会社を変えなくても、東京電力でもそういったプランもありますので、そういったところに切替えをお願いしているような事業でございます。

それで、今回ご指摘のとおり5,000円相当の啓発品ということであると、今いろいろと物価高になっている中では、非常に啓発にならないのかなということではございまして、もうちょっと検討をしているところでございます。

○大串委員 前向きにね。

○笛木環境政策課長 はい。

○大串委員 はい。終わります。

○嶋崎分科会長 いいですか。

関連。今のところでいいの。

○小枝委員 そうですね。

○嶋崎分科会長 はい。じゃあ、その関連で、どうぞ。

○小枝委員 地方との連携というのは、ここ、同じところの項目でよろしいですよ。事務事業概要の70ページに、地方との連携事業、左右2項目、今回は一つ産地指定の再エネ供給ということが入りましたから、地方との連携もぐっとよくなったなとは思いますが、一方で、このカーボンオフセットというこの考え方なんですけれども、私はこれ、子どもたちも参加して植樹するのはいいことだと思うんですよ。いいことだと思うんですけども、それが、何というか、CO<sub>2</sub>、我々の排出量と相殺するという考え方が、子どもたちは分かってやっているわけではないですし、無償の愛じゃないですけど、いいことをすることと、相殺するという考え方に、非常に違和感を感じるという区民もいらっしゃる

ます。

このことについて、今、環境政策課のほうでつくっている幾つか会議体がありますよね。そうしたところで、もう一遍このことを問い直し、よく協議していただけないかなと思うんです。それと、高校生とか区内のそういった環境政策研究をしている子どもたちがいますよね。そういうところでも一遍大きな視点でそこは議論を、私と課長との間で、いい悪いとやっけていても、少し、あまりいい議論にならないような気がするので、ここまで来ていながらということではありますが、右側の数字を見ても、これ、10年間で3,300トンって幾ばくのものなのか、全体量からすると分かりませんが、下の孺恋村においては150トン、数年で。これが一体どうなのか。ちょっとその議論、庁内ではしていますか、していませんか。これはもう変わらぬ普遍の哲学なんですか。そこ、どうでしょう。何度か私、問い直しているんです。

○笹木環境政策課長 千代田区では、ここの71ページの表にありますとおり、岐阜県高山市、また群馬県孺恋村と、10年来、5年来、そちらの市町村にある森林を整備して、その整備料に応じたカーボンオフセット、CO<sub>2</sub>の吸収量を、千代田区がやったということでオフセットを少々頂いているところでございます。これは県のほうが認定するという形ですけども、やはり森林整備自体は非常に、もうやはり千代田区としてはこれからも推進していくべきだと。べきだというか、そういった方針になっております。

千代田区はもうCO<sub>2</sub>を非常に排出している自治体で、全国の約0.2%、500分の1を千代田区が排出しております。そういった中で、オンサイト、千代田区内でそのCO<sub>2</sub>を吸収したり、そういった再エネを創出するというのが非常に困難な状況の中では、できる限りそういった地方と連携して、そういった森林整備を行いながら、カーボンオフセットにはいろいろ議論があるかどうか、ちょっとその辺も疑問なんですけども、やはりCO<sub>2</sub>を吸収して、そういったことが千代田区でできることですので、それは推進していくというスタンスでございます。

○小枝委員 今回は令和3年度の決算ですから、令和3年度のCO<sub>2</sub>排出に対する、削減量に対する、このカーボンオフセットによる、そうすると成果というか数量というのはどのくらいのものなんですか。

○笹木環境政策課長 今、そう、急に言われても、どのくらいかというのはちょっと答えられないんですけども。

○小枝委員 あ、そういうものなんですか。

○笹木環境政策課長 その数量が何%だったらどうかということではなくて、先ほども述べましたとおり、区の姿勢としまして、千代田区内で行えないことを、こういったCO<sub>2</sub>排出を抑制するというのを、地方と連携してやっていくということでございます。

○嶋崎分科会長 部長。

○印出井環境まちづくり部長 小枝委員からのご指摘が、ちょっとどういう趣旨なのかというのをはかりかねるところがあるんですけども、一定程度の森林がCO<sub>2</sub>を吸収するというのは、これは科学的にも認められたことだろうなというふうに思います。ただ、その規模感が、やっぱりアマゾンの熱帯雨林とか、そういうものであれば、確かに非常に大きなボリューム感として、CO<sub>2</sub>の吸収量として把握できているのかなというふうに思います。

我々が地方連携の中で対象とする森林、現状の中では、おっしゃるとおり面積的には千代田区の4分の1ぐらいの面積と匹敵するぐらいのところ、今、森林整備をしているところでございますけれども、今後はさらにそれをもう一段進める中で、やはり千代田区としても一定規模の森林整備、それによって科学的にも明らかなCO<sub>2</sub>の吸収と。ただ、おっしゃるとおりその量というのは、排出量に比して非常に少ないということもございます。それに対する評価はこれまでも議会でもご指摘いただいたところでございます。

一方で、森林整備に千代田区が貢献することで、しっかりとその地方の活性化につながっていると。森林整備をする担い手の育成や森林整備に係る様々な施設整備、それから子どもたちの交流、大人、親も参加しておりますが、こういう交流を通じた地方の活性化ということもございますので、その辺も含めて、トータルでCO<sub>2</sub>の吸収と地方創生への貢献という形で、今後とも進めてまいりたいというふうに考えます。ただ、分かりにくいところがあるかなというふうに思いますので、しっかり今後ご説明できるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○小枝委員 分かりました。今の説明であれば、担い手の育成のためであると。これは都心の、都心に住む者の一つの責務であるという、社会的使命の位置づけとしてやっているのであって、数字を決して稼ぐためにやっているわけではないというふうに伝われば、それは何というか、子どもたちが参加する事業としての負のイメージというものを払拭ができるのかなというふうに。その辺の本当に説明の仕方は非常に重要だと思うと同時に、もう一つ提起をさせていただければ、この区内も、この11.66キロ平米の中に、多くの樹林と面積、あるいは樹木があると。

板橋区などの計画の中には、そうした森林との、何というんですかね、CO<sub>2</sub>固定化というんですか、量のちゃんと測定があるんですね。それは、基礎的な計算の仕方については国のマニュアルがあるんです。そののところも一遍、今、4分の1の面積をカバーしたいという目標値を聞きましたので、区内においても、今もう空からの写真も撮ったところであろうと思いますが、そういった緑被、緑における排出量が一定程度算出可能であるはずなんです。そこもやはりちゃんと数字化しておくということも、子どもたちの未来のため、共有していくためには大事だと思うので、そこも併せてやっていただきたい。

今日はそのカーボンオフセットのマイナスイメージというものについては、ちょっともう問題提起をここでやめますが、むしろプラスに考えるのであれば、区内の森林もしくは緑道等の効果についても数値化のお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 もう科学的には、樹木1本当たりのCO<sub>2</sub>の吸収量とか固定量とかということは、様々積算の手法があるかというふうに思っています。

一方で、CO<sub>2</sub>の吸収量として一定程度積み上げることができるものについては、やはり森林という単位でございます。それで、森林を植えて、育てて、切って、また植えていくというそのサイクルがあるから、CO<sub>2</sub>の吸収量ということで永続的に認められるということでございますので、その辺りについては、カーボンニュートラルの考え方におけるCO<sub>2</sub>吸収量の積算と、個々に、科学的に木が、当然、木もCO<sub>2</sub>を吸収していたりCO<sub>2</sub>を排出したりします。光合成でCO<sub>2</sub>を吸収して、木も呼吸していますから、高経年化するごとにその吸収量は減っていくというような状況でございますけれども、そういう部分についても、多分中学の、中学とか小学校の理科とかで、そういう何かお題目もあるよ



うには聞いていますけれども、我々としてもそういったことも参考にしながら、やはり森林としてしっかり整備していくということの意義も含めて、伝えていきたいというふうに思っています。

○小枝委員 最後。ぜひ、足元のこの11.66キロ平米の中での環境をどう上げていくかと、質を上げていくかということを考える上で、数値化という、難しいのは分かっています。分かっている中で、国交省のほうも一つの指標を出しているわけですから、ぜひそこは数字として示していただきたいと思いますので、今日ではなくて、そういった検討会、会議体が、専門家も入った会議体がありますね。それは皇居の上にあるオオタカの森のこの生態系、全てに関わってくるわけです。やっぱり今年みたいに暑過ぎると、蚊もいなくなってしまうとかいう、いろんな、セミも鳴かないとか、いろんな問題が出てきている。それは、とどのつまり人間が受けることにも、生きとし生けるもの全てのものが受けるものでありますので、この足元のことをしっかりと固めつつ、地方の森林を増やすということの社会的貢献を位置づけるということをもとめてやっていただきたいので、どうか最後にご答弁をお願いいたします。

○印出井環境まちづくり部長 我々環境まちづくり部については、環境面だけではなくて、都市づくりの中でも、緑を増やしていく。あるいは都市の中の森林、大手町の森とかがありますけれども、都市開発に伴って空地进行を創出し、さらには良好な緑地を増やしていく。現実問題、この20年間の中で40ヘクタールの空地进行を創出し、良好な緑をつくってきたということがございます。そういったことの評価も含めて、それからもちろん小枝委員ご指摘のとおり、江戸以来受け継がれた皇居とその周辺の豊かな緑ということも含めて、我々として、どういう評価、どういう評価手法があるのかということも検討してまいりたいというふうに思います。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。

はい。それでは、この目の2、環境保全費はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、この目の2の環境保全費を終わります。

暫時休憩します。

午後0時14分休憩

午後1時15分再開

○嶋崎分科会長 それでは、休憩前に引き続きまして、分科会を再開いたします。

次に、目3、公害対策費、決算参考書222ページから223ページでございます。執行機関からの説明を求めます。

○笛木環境政策課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。特にないそうです。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、この公害対策費は終了します。

次に、3の、あ、これは終わった。ごめんなさい。次に、ごめんなさい、項の2の都市整備費に入ります。目で言いますと、1番の都市整備総務費からとなります。決算参考書

222ページから225ページでございます。執行機関からの説明はありますか。

○前田景観・都市計画課長 都市整備総務費、7番の都市再生駐車施設配置計画の運用、決算参考書222ページ、223ページのところでございます。主要施策の成果としましては83ページの項番60、事務事業概要といたしましては206ページの都市再生駐車施設配置計画について、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、内神田一丁目周辺地区におきまして、駐車施設の附置義務緩和、集約などの適正配置の推進、それから建物低層部のにぎわい創出や歩行環境の向上に取り組むために、令和2年3月に都市再生駐車施設配置計画を策定したものでございます。

令和3年度の実績といたしましては、記載のとおり計画の周知を行ってきたといったところでございます。

この主要施策の成果の中の予算現額と決算額といったところでございますけれども、令和2年度、本計画を適用した物件が1件ございまして、区に100万円を地域整備協力金として納めていただいております。この令和2年度の地域整備協力金を令和3年度歳出として予算化をしたものでございます。この100万円は、対象は、この地域内の身障者用駐車施設、また荷さばき駐車施設等の駐車環境改善のために活用すべく納めていただいておりますけれども、その具体の施策について検討に時間を要しているといったところでございます。そのため執行率が低くなっているといったものでございます。

今年度後半、来年度におきましても、引き続き本計画を積極的に周知しまして、適正配置を進めるとともに、地域整備協力金の具体的な活用方法について検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○嶋崎分科会長 はい。ご説明を頂きました。

質疑を受けます。よろしいですか。なし。

小枝委員。

○小枝委員 1点目の都市計画審議会のところ、いいですか。

○嶋崎分科会長 都市計画審議会。1番ね。はい。

○小枝委員 よろしいですか。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○小枝委員 非常に活発な議論がされていると思うんですが、ここはちょっとピンポイントな質問なんですけど、いろいろ神宮外苑のこととか、他区のことを動きがあるので、他区の都計審とかを検索してみたり、いろいろ見ていると、あれっ、と思うことがあって。ほかの区って、委員の名前って、みんな出しているんですよ。千代田区は出していないのは、特に特別な意図はないのかなとも思っているんですけども、これは手間もかかることだと思いますので、公開でもいいんじゃないかなというふうな。いかがでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 今ご指摘いただきましたように、他区のところにおかれましては、委員名も公開してといったところもあるかなというふうに認識をさせていただきます。一方で、ご発言の、どれだけ活発に行っていたかといったところでは、逆に委員名を見せてというところが果たしてどうなのかというところの中で、現在は委員という特定の名前は出さないよう形で議事録のほうを公開をさせていただいている、そのような形で運営させていただいてるといったところでございます。

○小枝委員 なるほど。公開をしている区でも、活発なご意見は、やり取りをしております。担当課長の一存だけではできないことかもしれないので、一つは、少しずつでも公開性とか透明性が担保されていけばいいことなので、ぜひ議論のまた俎上にのせていただいて、どうかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○嶋崎分科会長 これ、役所はある意味事務局的な存在でしょ。会長、副会長を含めてのご意見もあろうかと思えますから、そこも踏まえてのご答弁を頂ければありがたいです。

○前田景観・都市計画課長 ただいま分科会長からも頂きましたように、事務局としての立場で都市計画審議会のほう運営をさせていただいてございます。また、このたびできるだけ速やかに皆様のほうに議事録を届けたいといったところで、そういった運用の仕方を工夫させていただくということで、前回の都市計画審議会の中でもお話を、前回だったか前々回だったかお話をさせていただいて、そのような形で運営の工夫を今進めているところでございます。

小枝委員からご指摘いただきましたこの氏名の公表、そういったところにつきましても、今後の運営の中でちょっと受け止めをさせていただいて、またその運営の中で、会長等いらっしゃると思いますので、ご相談しながら考えていきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

ほかにありますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小枝委員 あ、はい。

○嶋崎分科会長 はい。小枝委員、もうちょっとタイミングを早くしようよ。（発言する者あり）俺は、ぱっぱやるからね。

○小枝委員 いいですか。ウォーカブルはもう。これは後ですかね。

○嶋崎分科会長 ウォーカブルはここじゃないんじゃないの。項目が上がっているの、ウォーカブル。どこか入っているよね、ウォーカブルは。（「この次」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 そうですか。（「次の」と呼ぶ者あり）

○嶋崎分科会長 次のところ。（「次の地域整備」と呼ぶ者あり）地域整備に入るそうですよ。

○小枝委員 はい、分かりました。結構です。

○嶋崎分科会長 じゃあ、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、都市整備総務費の調査を終わります。

次に、目の2番目ですね。地域整備費、224ページから225ページ。執行機関、説明があればどうぞ。

○神原地域まちづくり課長 それでは、第2目、地域整備費について、概要を説明させていただきます。主要施策の成果、85ページをご覧ください。項番の62、地域別まちづくりの推進でございます。

（1）秋葉原地域まちづくりの推進、外神田一丁目南部地区において予定していた都市計画手続に至らなかったため、こちらは未執行となっております。次に、（3）神田駿河台地域まちづくりの推進でございます。執行額の3億1,000万は、御茶ノ水駅聖橋口駅前広場に係る負担金となっております。

説明は以上です。

○嶋崎分科会長 はい。それでは質疑を受けます。なし。いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 九段下まちかど広場の維持管理。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○小枝委員 56.34%ですね。執行率です。この、まず支出の内容についてご説明ください。

○神原地域まちづくり課長 こちらの九段下まちかど広場ですけれども、令和2年度からPCR検査の検査場として閉鎖管理をしておりました。令和3年度につきましても年度を通してそういった予定となっておりましたので、当初予算としては67万ということで修繕費等を積んでいたような状況でございます。それが、状況が変わりまして、昨年11月から九段下のまちかど広場の供用を再開するということになりまして、事業間流用を139万6,000円いたしまして、そちらの予算を、広場の維持管理とトイレの清掃費ということで事業間流用をしてございます。

ですので、支出額のところを見ていただきますと、決算参考書の225ページになりますけれども、116万3,962円というのがその清掃とトイレの管理に係る費用になってございまして、流用した139万6,000円のうち116万3,962円を執行したということでございまして、その維持管理に係る執行率としては90%で、残りの修繕がかからなかったというところで、全体としては56.34%と、執行率が低くなっているような状況でございます。

以上です。

○小枝委員 分かりました。

ここを整備するに当たって、数字、今忘れましてけれども、何億かけましたかね。5年間ということで、供用、何というか、中断の日程は何月までですか。本会議でもやられていたと思いますけれど。

○江原麴町地域まちづくり課長 すみません。まちかど広場の中断の時期につきましては、閉鎖管理の時期につきましては、令和2年4月20日から令和3年11月14日の期間については閉鎖という形で、残りについては開放しているというような状況でございます。

まちかど広場開園時期としては、平成31年4月1日から令和4年11月、先ほど申し上げましたとおり11月末までと予定しておりまして、この期間のうち、先ほど申し上げた期間について、コロナウイルス感染症防止、拡大防止のため、広場を閉鎖していたというような状況でございます。

○嶋崎分科会長 ちょっとかみ合っていないんで、すみません。

部長。

○加島まちづくり担当部長 すみません。

○江原麴町地域まちづくり課長 すみません。

○加島まちづくり担当部長 多分、小枝委員が聞かれたのが、まず整備費で幾らかかったのかということで、ちょっと私も正確な記憶はないんですけれども、予算は1億5,000万以上たしか取ったと思うんですけれども、工事自体は議決ものじゃなかったの、それ以下ということで、1億までいっていなかったような気がするんですけども——議決を

採ったような記憶がありませんので、そういったものだったと思います。

それで、あとは閉鎖に関しては、令和、今年の11月30日いっぱいまでという形でございます。

○嶋崎分科会長 小枝委員。

○小枝委員 議決は経ていないから、5億はっていないだろうと。

○加島まちづくり担当部長 あ、5億って、1億。

○嶋崎分科会長 1億。

○加島まちづくり担当部長 1億5,000万は、っていない。

○小枝委員 1億5,000万。

○嶋崎分科会長 1億5,000万は、っていないだろうと。

○小枝委員 うーん、それはかなり私の記憶と隔たりがありますけれども、そうですか。

○加島まちづくり担当部長 調べれば分かりますが……

○小枝委員 調べる。

○嶋崎分科会長 担当課長。

○江原麴町地域まちづくり課長 小枝委員、申し訳ありません。費用につきましては、こどもひろばとまちかど広場一体で設計施工しておりまして、全体で1億4,000万、設計施工でかかっております。

○嶋崎分科会長 はい。正確な数字です。

小枝委員。

○小枝委員 5年間で閉鎖、当初からそういうお約束ではありましたが、手順・手続においてはちょっと違和感がありながらも、ニューヨークなんか、そういう大都市の開発、まちづくりの中では、ぽっと、こう、まちづくりの途中に空く場においては、やっぱり子どもたちの広場であったりとか、緑のグリーンジャングルにするとか、そういうやっぱり都市の環境をどうやって、何とというか、穴埋めとというか、いいほうに埋めていくかというのは、非常に考えどころなんですよね。

これ、5年間で予定どおりやめてしまいますということなんですけど、投資した費用、今、特段問題ないわけですから、先方の都合がつくのであれば、まだ今日明日どうこうという状況じゃないですよ。将来的なまちづくりにおいても。そういう点では、子どもたちのご希望どおり、しばしこうした青空でバスケットができたり、駆け回れたり、サラリーマンが一杯できる場所というのは、可能な限り保存してもいいのではないかと、本会議場でも聞いておりましたんですけど、その辺は何か検討されたんでしょうか。

○嶋崎分科会長 現状の情報に分かれれば、それも含めてご答弁ください。

○江原麴町地域まちづくり課長 開設期間の延長について、相手方SMBCさんと議論した経緯はございますが、予定どおり今年度末に返却するという事で合意をしているという状況でございます。相手方のスケジュールによると、来年度には現地の調査等を行っていくという予定もございまして、11月末をもって閉鎖ということで、相手方とも合意をしているという状況でございます。

○小枝委員 じゃあ、しょうがないですね。

○嶋崎分科会長 いいですか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかに。

○岩田委員 飯田橋・富士見地域まちづくりの推進、いいですか、これ。地域別まちづくり。

○嶋崎分科会長 地域別まちづくりの推進の部分の（２）番でよろしいでしょうか。

○岩田委員 はい、飯田橋の。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○岩田委員 はい。お願いします。

先日、飯田橋駅西口地区関連の都市計画案の縦覧があったと思うんですけど、この意見書の提出方法で、郵送または直接ご持参くださいと書いてあって、電子メール、FAXでの受付はしていませんと書いてあるんです。何でなのかなというのが区民の方からちょっとお問い合わせがありまして、しかも、その問合せはこちらですって、電話番号とFAXの番号も書いてあるのに、意見書の提出方法は電子メール、FAXでは受付していませんって、何でなのというふうに言われたんですが、どういうことでしょうか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 すみません。ちょっとその事実関係について私のほうで把握していなかったんですけども、少しお時間いただいて、お調べさせていただいてよろしいでしょうか。ちょっとこの分科会内にお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岩田委員 そんな難しくないよ。

○嶋崎分科会長 分からないと、質疑が続けられませんか。

○岩田委員 はい。

○嶋崎分科会長 じゃあ、休憩します。

午後 1 時 3 1 分休憩

午後 1 時 3 3 分再開

○嶋崎分科会長 はい。分科会、再開します。

答弁からお願いします。

○前田景観・都市計画課長 ただいま岩田委員からご指摘を賜りました 17 条の縦覧についてでございます。

法の中での手続というところで、申し上げていただいたような形の手続、意見書の提出方法を取っておるところでございますが、ご指摘のように、工夫の必要は、今後あるかなというふうに認識をしていると、そういった状況でございます。

○嶋崎分科会長 岩田委員。

○岩田委員 ほかはどうなんですかね。この件だけではなく、ほかにもメール、FAXは駄目なんですか。

○加島まちづくり担当部長 ほかも、それは都市計画法の 17 条の手続なので、富士見に限らず、今まで 17 条の手続に関しては、そういった形でやってきたというところがございます。そういう決まりなので、そういう形なんですけれども、ただ、前回の都市計画審議会の中でも、委員さんのほうから、やっぱりもう少しやり方を検討したほうがいいんじゃないのということで、そこら辺は我々事務局だけで決められることでもないと思いますので、都市計画審議会の中でも報告させていただきながら、やっぱり今に合ったところと

ということで、改正ができるのであれば、それは検討していきたいなというふうに思っております。

○嶋崎分科会長 いいですか。

ほか、いかがでしょう。

はい、どうぞ。大串委員、どこでしょう。

○大串委員 1番の地区の計画等の検討。

○嶋崎分科会長 はい。

○大串委員 これは、主要施策の成果の84ページ、詳しく載っていますけれども、実績を踏まえた評価・課題のところに載っています地域課題の解決に向けて推進している再開発事業の必要性や効果について、これまで以上に丁寧な説明が求められていますと。再開発事業の事前・事後における評価制度の構築に向けて検討していますということなんですけど、この今の検討状況、どうなっているか、お願いしたいです。

○神原地域まちづくり課長 この検討につきましては、今年度から予算化をして、今、準備段階でございます。今年度、来年度と検討しまして、目標としては、令和6年度からモデル運用を開始したいと考えております。今年度の状況といたしましては、今、庁内、部内の準備会を開催しておりまして、10月にももう一度開催した上で、検討会のほうに移っていきたいと考えてございまして、これは所管の環境・まちづくり特別委員会のほうで、この検討の開始に当たっては、今後ご報告していきたいというふうに考えてございます。

○大串委員 この再開発事業を進めていくに当たっては、事後も大切ですけど、事前の評価、これは大切だと思います。本会議でも述べましたけれども、環境アセスですよね。だから、今、国の環境アセス、それから、東京都の環境アセスについても、非常に規模の大きい開発が対象となっていると。ですから、今後、千代田区で、この事前の評価をするに当たっては、もう少し簡易な環境アセスを制度としてつくって、それを事前の評価の中にしっかり入れていかないと、ここにも書いてありますとおり、地域の方々の合意を得る、評価を頂くんだということですから、ぜひ、その辺を検討していただければと思います。

○加島まちづくり担当部長 今、大串委員言われたように、東京都だとか、国は、その大規模な開発に関しては、環境アセスということで定まっていると。区内で言えば、大丸有だとか、そういったところに関しては、そういった制度があるよという形なんですけども、今、我々が取り組んでいるのは、もう地域の皆様がお住みの、住んでいらっしゃるようなところの開発も今入ってきているというようなところなので、我々としても、その事前の評価もきっちりやって、その事業の評価にもつなげていきたいというふうに考えておりまして、それを2か年で検討していくといったようなところでございます。

その先なんですけれども、これは都市計画審議会でもそうですし、また、今回のご質問、本会議でもご質問があったように、その後ですね、建物の整備した後の関わり方、そういったものをやはり何か明確化していきたいと。要するに、建てて、事業者が終わりではなくて、建てた後も、そこに責任を持って、何か取り組んでもらうだとかということがやはり必要だろうなというふうに考えておりますので、そういったことも考えながら、いろいろと検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大串委員 事後にというお話なんですけども、本来は、その建物を建てると、どうい

影響があるのか、環境への配慮はどう行ったらいいのかということで、事前にそれを評価の中に入れ込んで、それを基に、地域の話合いに臨んでいくというのが、本来の姿だと思います。建ててからというのでは遅いので、事前の評価のシステムの中に、このアセスを入れないと、意味がないと思います。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと私の言葉が足りませんでした。もちろん事前の評価もしっかりやった上でということで、お話しさせていただいたつもりでした。そのような形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○嶋崎分科会長 はい。

ほか、よろしいですか。

○小枝委員 ただいまの関連なんですけれども、事前・事後の評価について踏み出してきているということは大変好ましいことだと思いますが、環境アセスメントという意味での事前・事後というのも、これ、もう当然、住まい、住まう環境に対する責任ですから、やっていただきたいし、まちでは、神保町の一丁目再開発のときには、終わった後、これ、民間レベルで風害であるとか、1年間だか、2年間だか、取り続けていたんですよね。そういうふうに行っていることを、公共の側も踏み出したということで。

もう一点、千代田区が麹町の、何といたったけな、ファーストじゃなくて、ダイヤモンド、クリスタルか。一番最初の再開発からどんどん時が進んで、10年、20年やってみて、こうなった。よかったこと、悪かったことの、そういうコミュニティという意味での評価もできる時期が来ていると思ひます。神保町一丁目の再開発もそうですし、サクラテラスやワテラスもそうだと思うんですね。

こういうことでやってきたら、こういうとってもいいことが、例えば、住み続けられる人がいました。でも、思ったよりも、負担、固定資産税やその他管理費、修繕費等の負担が大きくて、やはり住み続けられなかった。そういうまちづくりとしては、箱を造るのが目的ではなくて、コミュニティをつくるのが目的でやってきたと思うので、その点において、どうなのかというところを、港区なんかは、検討委員会をつくって、学識者と住民が公募でもって、それをやっているんですね。その点も検討の中に入ってくるのかなというふうには思っているんですけども、そこは協議されていますか。

○神原地域まちづくり課長 当然、環境面のアセス的な部分だけではなくて、小枝委員が言われているような、区民満足度につながるような指標というものがどのようなものがあるのかというのも検討の一つに入っております。その上で、今ご指摘ございました港区へのヒアリングですとか、他区で既に実施されているところには、職員がヒアリングに行きながら、制度の構築に向けた検討を深めていきたいというふうにご考慮させていただきます。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、地域整備費の調査を終わります。

次に、目3、3番目の住宅整備費、決算参考書224ページから227ページ、ご説明は。



○緒方住宅課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

質疑を受けます。

○木村委員 5番目の高齢者住み替えについて伺います。残念ながら実績はゼロなんだけれども、非常に大事な事業だと思うので、伺います。

この（1）の、右側の225ページの（1）の高齢者等民間賃貸住宅入居支援、これは、住宅基本条例ですと、第9条に民間賃貸住宅への円滑な入居の促進という条文があります。また、加えて、実施要綱もございます。高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業実施要綱というのがあるわけですね。となると、この（1）番の高齢者等民間賃貸住宅入居支援というのは、この住宅基本条例の9条と、それから、住宅入居支援事業実施要綱と、これに基づいて展開されている事業だということによろしいわけですね。確認します。

○緒方住宅課長 木村委員ご指摘のとおり、基づいて実施している事業でございます。

○木村委員 この高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業の実施要綱によると、この事業の目的というのは、こうあります。引き続き、千代田区内に居住することを希望しながら、要するに、居住継続を希望しながらも、住宅の確保が困難な高齢者等に対して、民間賃貸住宅への入居支援を行うと。これを内容とする支援事業を実施することで、高齢者等の居住継続に資することを目的とする。つまり、高齢者等が千代田区に引き続き居住したいと希望しながらも、住宅の確保が困難な高齢者等に対して、民間賃貸住宅への入居支援を行うことで、居住継続に資すると。

つまり、千代田区に住み続けたいという高齢者等がなかなか住まい探しで苦労していると。ですから、その居住支援を区としても積極的に展開しながら、住み続けられるようにしようという、そういう支援ですよ。ここに、この事業の目的があると。

ちょっとそれも確認したいと思います。

○緒方住宅課長 事務事業概要230ページにも記載しておりますし、ホームページのほうがより詳細に書いているんですけども、木村委員のご指摘のとおり、本制度は、千代田区で引き続き継続居住に資することを目的としている制度ということで間違いございません。

○木村委員 それで、こういうお話、私はたくさん聞くんですよ。ところが、実績がゼロというのはどういうことなのかなということなんですね。

これは、要綱をちょっとざっと拝見すると、これ、第5条にこうあります。区は、宅建千代田中央支部と協力して、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報を収集し、登録すると。要するに、高齢者等を受け入れてくれるような民間賃貸住宅の情報を収集し、登録する。これ、第5条で定められ、第6条では、民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者、高齢者が相談に見えたら、住まいのことで相談に見えたら、その情報を提供すると。その情報を、今度は、協力してくれる宅建の協力会員の方にも提供すると。で、区が情報提供した住宅で、希望する住宅が見つからなかったと。そしたら、高齢者の住まい探しを協力してくれる宅建の協力会員名簿を提示し、協力会員のところにも訪問するよう助言すると。

ここまで書いているわけですよ。しかも、高齢者が入居しやすいように、身元保証代替制度を利用する場合は、区長は予算の範囲内において半分助成すると。いや、すごく温かい制度だなというふうに思いました。にもかかわらず、なぜ、機能しないのか。こういう

高齢者たくさんいますよ、住宅を探している高齢者。障害者の方もそうだし、ひとり親世帯の方もそうです。にもかかわらず、実績がゼロというのは何なのか。なぜなのか。その辺、どのようにお考えでしょうか。

○緒方住宅課長 恐れ入ります。事務事業概要の249ページをお開きいただけますでしょうか。住宅課が行っております高齢者等の支援施策事業の一覧を書いております。こちら、ご覧になっていただきますと、所得区分に応じて、様々な施策を展開しております。まず、一番低い、上からいきますと、居住安定支援。続きまして、今ご指摘いただいております高齢者の民間賃貸住宅入居支援。その次に、高齢者向けの優良賃貸住宅と。こういう流れの中で、この階層の部分にご希望の方と適切な方とのマッチングがうまくいかなかったというのは、実態として、木村委員のご指摘のとおりで、もしかしたら、1番のほうの施策をご利用なさったり、3番目の高優賃のほうで間に合ったりとか、いろいろなご事情がケース・バイ・ケースであったのかということが推察されます。

でも、一方で、確かにこの予算を計上しておいて、ゼロというのは、これはご指摘のとおりでございます。実態として、今、どのようになっているかと申しますと、この施策が、今、お願いしている、千代田区のほうで協定を締結しているのが1団体及び1社ございまして、一つが、千代田区にあるレスト・ソリューション株式会社というところ、もう一つが、一般社団法人の全国保証機構というところと協定をしております。この保証機構さんには13社が登録されているところで、私ども、上限5万円で助成するということにしていますが、ご指摘のとおり、昨年度は0件でございました。私どもとしましては、確かにこのゼロというのはあってはならない数字だと思っております。やはり周知方法ですとか、それらを見直すことは課題だというふうに強く認識しております。先ほど申しましたように、ちょっとホームページには載っているんですけども、周知不足かなというところはございます。

今月の28日ですかね、保健福祉の常任委員会のほうで報告、理事者のほうが報告したと聞いているんですけども、居住支援協議会のほうでも、やはり私もメンバーの一人なんですけども、なかなか千代田区というのは、高齢者に対して、例えば、70歳以上の介護サービスを使っていない方を全戸訪問したりですとか、様々な見守りサービスですとか、あと、例えば、認知だとか、ちょっとお金の管理が不安になってきた方には、社会福祉協議会が介助したりですとか、何か最後には、お亡くなりになったときの残置物の撤去なども支援の仕組みがあったりですとか、様々な他の自治体と比べて、高齢者に対して手厚いサービスがあると。こういうことをもっとアピールして、オーナーに高齢者に住宅を貸すことのリスクは、実は千代田区は結構いろんな手伝いがあって、低いんですということをもっとアピールしたらどうですかというご意見を踏まえて、先日の常任委員会で、そういう説明のリーフレットみたいなのを作りましたという、10ページほどのものなんですけども、それを作成したということをご報告いたしたと聞いているんですけども。その相談手引きの中にも、今日ご指摘いただいているようなサービスを千代田区はやっているということ、あと、そういった、ほかにも、私どもがやっているサービスを掲載していますので、引き続き、周知徹底をしていきたいと考えております。

○木村委員 令和3年度は実績ゼロだったと。実績があった年ってあるんですか、直近で。

○緒方住宅課長 申し訳ございません。今、手元にある過去3年程度には、実績はゼロで

ございます。

○木村委員 ということは、使い勝手が悪いんですよ。第5条ではですね、第5条では、先ほども言いましたように、区は宅建千代田中央支部と協力し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報を収集し、登録するものとする。区は、民間賃貸住宅、要するに、高齢者の入居を受け入れてくれる民間賃貸住宅の情報を収集し、登録しているかどうか。これがなかったら、相談が見えたら、提供できないんですよ。民間賃貸——高齢者を受け入れていいですよという民間賃貸住宅の情報を収集し、登録しているのか。現在、そういう作業をやっているかどうか。やっているとしたら、所管はどこなのか、教えてください。

○緒方住宅課長 今、実態としまして、住宅課に困ったご相談があったりしましたときには、いろいろ聞き取りをしまして、庁内の、例えば、生活支援課が適切なのかですとか、関連の所属とも情報共有しまして、それで、やはり私どもで動いたほうがいいというケースには、結構頼りにしている不動産業者さんがいまして、最終的にはそこにご相談をして、場合によっては、私どもも一緒にその方とその事業所のところへ行って、探してもらうというような作業をしているところでございます。

○木村委員 住宅課がいろいろご苦労されていることは、私も知っていますので、今、課長がご答弁されたことはよく分かります。努力をしているし、いろいろ紹介もしてくれているだろうと。

ただ、この第5条で言っているように、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報を収集し、登録しているのか。これについてはどうなのかと伺っているんですけど。

○緒方住宅課長 ご承知のとおり、千代田区は、なかなか地価が高く、物件を探すのが難しいところでもありますので、最新情報を持っている事業所さんにご相談に行くというような形で、情報は収集しているところでございます。

○木村委員 その仲介業者が扱ってくれないんですよ。ある業者では、高齢の方が玄関に入っただけで、うちは扱っていないと追い返されたと言いますよ。

そういう中で、ですから、皆さん高齢者の方、すごく苦労するわけだ。そういったときに行政がどう対応するのか、非常に頼っているわけですよ。よく千代田区では公共住宅、ほかの区よりも何倍も多いと。今回も5倍多いと言っているけれども、ほかの区は安い民間賃貸住宅がまだあるんですよ。千代田はないんですよ。紹介してくれる仲介業者も極めて限られているんですよ。

居住支援協議会は、千代田区内の住宅だけを探してくれるわけじゃないですよ。この入居支援事業というのは、ずっと生まれてから千代田区に育ってきたと。お友達もいっぱいいるから、千代田区で居住継続して住み続けたいと。こういう高齢者を応援しようという事業でしょう。だとしたら、そういう高齢者や障害者の方を支える、ある意味、唯一の事業なんですよ。もちろんこもればとかあるけれども、こもればは、身元引受人がいないと駄目ですよ、基本的に。認知症になったら、身元引受人に連絡して、出ていってもらいますよ。

ですから、この千代田区で住み続けたいという高齢者の意向に沿った形で応援できるのは、この事業なんです。それが実質機能していないと。だから、高齢者の皆さん、ご苦労されるんじゃないでしょうか。こういう温かい事業を、ぜひ、もう一度、魂を入れてほしい

と思うんですよ。まだ数件とはいえ、高齢者、いいですよという方も、オーナーさんいらっしゃいます。ただ、家賃の問題と、それから、居住安定支援家賃助成の助成要件とかみ合っていないと。そういったことで入れないんですよ。

私は、この要綱ができてから、この要綱ができてから、いわゆる、高齢者向け優良賃貸事業とかというものでできていると思うんですね。ですから、そういった制度もかみ合わせながら、ぜひ、この民間賃貸住宅入居支援事業、いや、こんな温かい事業を持っている自治体ってあるのかなと私は思いましたよ、23区で。ただ、残念なのは、機能していないことです。それで、ぜひ、区として、いま一度、この民間賃貸住宅入居支援事業を生き返らせてほしいと。そのためには、宅建の協会としっかり連携を取りながら、まず、区として、民間賃貸住宅の情報収集と登録に取り組んでほしいと。この実施要綱のとおり、実施要綱のとおりのことやってほしい。で、必要な場合には、住宅課の体制も強めていくということで、ご検討いただきたいんですけども、どうでしょう。

○緒方住宅課長 ただいま木村委員より大変厳しいご指摘を頂戴いたしました。ご指摘のとおり、私どもも、日々、窓口に、立ち退きにあって、住宅を探してほしいなどという相談を受け、また、見つかった際にも、腰が痛いのにエレベーターのないような、3階しか見つからなかったとか、なかなかつらいお話を聞くことも多くございます。

ご指摘を頂いたこと、改めて、私どものほうでも持ち帰りまして、どうやったら、この件数をゼロから回復していけるかということを検討して、引き続き対応していきたいと考えてございます。

○木村委員 お願いしたいと思います。

住宅課が苦勞しているのはよく分かります、本当に。都心区で、こういったところで、いわゆる住宅要配慮者の方の居住継続を実現するというのは、非常に大変だと思うんです。それで、その上で、ちょっと二つだけ、ご検討いただきたいのがあるんです。

いわゆる宅建で、こういった方たちの、要するに、住宅で本当にお困りの方の住宅を探してくださる仲介業者もいらっしゃいます。そういった方のお話を伺うと、手数料というのは、大体、仲介業者の手数料というのは、1か月の家賃プラス消費税でしょう。高齢者の方の住まいを確保するために、まず、オーナーさんを説得すると。そのために、こういった区の制度を使うから、家賃の滞納の心配はありませんよと。万が一の場合には、こういう制度を使うから、心配ありませんよと。説得をするわけですよ。そういうのをもういろんなオーナーさんに電話をして、ようやく見つけると。

これは、本当に、ある方は非常に手間がかかるんで、時給換算でいくと、500円にもならないと、そういうふうに言われているわけですね。高齢者の方の相談を受け入れてくれて、必死で物件を探してくれて、そして、成約をして、住み続けることができるようになったといった場合には、こういった宅建取引主任者の方に助成をします。その宅建の方も言っていますけれども、やはり住宅困窮者の依頼が現状では敬遠されてしまうと。探すのが大変なんで。何らかの補助や助成があったら引き受ける業者も増えるんじゃないかと。こういうふうに宅建の方ご自身が言っているんですね。ですので、言わば、住み続けたいという高齢者の人権を守ってくれているわけですよ。成約した場合は、こういった方への助成というのを検討できないのか。これが1点です。

それからもう一つは、こもればにお住まいの方、本会議でもちょっと質問させていただ

きました。やっぱり貯金を切り崩して家賃を払っていると。もう貯金も残り少なくなってきた。もう住まいを失うんじゃないかと不安で、食べられなくなっちゃって、入院しちゃったんですよ。やっぱり負担の軽減というのをもうちょっと検討してほしいと。それで、家賃は研究するということがあったけれども、見守りサービスってあるじゃないですか、24時間。今言った民間賃貸住宅入居支援事業では、見守りサービス、月4,000円とかってかかるんだろうけれども、これに対しては、助成しているわけですよ。助成するという要綱になっているわけですよ。だとしたら、この考え方をこもれびの居住者の方にも、ぜひ、適用してもらって、少しでもこもれびの居住者の負担を軽減できるように、検討していただけないかと。本会議では、家賃補助がもうちょっと増えないかという質問でした。で、これは研究するというご答弁でした。加えて、見守りサービス、これがやっぱり結構大変なんですよ。こちらに対する助成も併せて検討していただけないかと。

ちょっと、以上2点。

○緒方住宅課長 ただいま木村委員から2点ご提案を頂きました。

まず1点目の高齢者の住宅探しのために尽力してくださる宅建主任者へ助成できないかという点でございます。こちら、私どもも、先ほど申しましたように、日々、高齢者の住宅探しが難しいことは体感してございますので、様々な自治体を研究したりもしているんですけども、隣の文京区で、すまいるプロジェクトといいまして、こちら、宅建の方ではなくて、オーナーさんですね。高齢者へ住宅を貸してもいいよ——まあ、高齢者限定ではないんですけども、高齢者、障害者、ひとり親などの方に入居を拒まないという住宅を登録してもらって、それで成約したら、オーナーさんに1万円から、1戸当たりですけども、そちら、助成するというような仕組みをやっていることなども研究していたんですけども、こちらは、ただ、文京区さんはもう直営からシフトチェンジして、こういう民間ストックの活用ということで検討されているということも聞きましたので、こういった他区の事例ですね、こういったことを参考にしながら、第4次住宅基本計画の改定の際に、様々な議論を重ねていきたいと考えております。

続きまして、2点目のこもれびでございます。こちらは、ご説明しましたとおり、そうですね、家賃のほうは、もう、こちらは近傍同種で決まった——近傍同種の中でも、やはりそのまま横引きしてしまうと、千代田区の地価でございますので、なかなか入居が厳しいということで、オーナーさんたちとも協議しまして、生活保護の方でも住めるという価格に抑えて提供していただいております。ですので、ご理解いただいているとおり、家賃を下げるというのは難しいというところ。あと、今、助成している4万円という、こちら、やはりそもそも高齢者優良賃貸住宅、国の制度でございますので、都の要綱で4万円の上限も決まっております。

今ご質問の見守りへの助成ですね。こちらをとということでございますけれども、こちらが、やはり実際に見守りというのがこの高優賃の中で24時間通報できるものさえつけておけば、もう高優賃として認めてもらえるので、23区の中では、もうそういうベルがついているというだけで、千代田区の中のように、生活支援員さんが常時いるというようなサービスにせず、そういうボタンだけつけていることで、費用はもう本当に数千円でやっているという自治体があることも把握はしております。しかしながら、千代田区としては、今、高優賃には、談話スペースですとか、そういったところも設けて、やはりお住まいの

方たちのコミュニケーションを取ったり、何かがあったときにすぐに連絡できるような形が取れるように、常時、生活協力員さんにいていただいております。そうすると、やはり戸数で割り返ししますと、ちょっと割高になるというのは実際にありますけれども、そういったことになっているのは、ご指摘のとおりでございますが、こちら、やはり人件費の高騰もあって、2年前にもちょっと少し値上げさせてもらって、ここを下げたしまうと、ある程度の質の方に来ていただく必要がございますので、なかなかこの共益費、サービス費を下げるというのは、この戸数で割り返ししますので、難しいというところでございます。

あと、私どもがやっている見守りサービスを使ってはどうかというご提案も頂きました。こちらにつきましては、公益財団法人の東京都防災・建築まちづくりセンターにお願いしている制度でございまして、これを利用したら、助成をするというような仕組みでございますので、やはりこちらはまた高優賃とは別立ての仕組みでございますので、これを取り入れるというのは、先ほどから申し上げておおり、高優賃は国の制度でございまして、区が勝手にカスタマイズしてやるというのはなかなか難しいところでございます。ただ、様々に、今、高齢者が置かれている物価高もございます。厳しいことは確かに認識してございますので、福祉部局と連携して、住宅費ではなく、何かほかの支援などが無いのか、引き続き研究したいと考えております。

○木村委員 最後。

何と申しましょうか。すごく急ぐんですね、皆さん。何かここに来て、結構、そういった話って、よく何うケースが増えました。

こもれびというのは、確かに多くの高齢者にとって受け入れてくれるすばらしい施設だと思うんですよ。ただ、そこには一定の所得以上じゃないと——の人じゃないと、なかなか入れない。恐らく生活保護世帯の方も住宅扶助は出たとしても、いわゆる、協力管理費、あるいは協力員のための人件費の負担というのは、これは生活扶助費を削って出しているわけで、決して、生活保護で入っている方の暮らしは楽じゃないんですよ。

ただ、家賃というのは、そういう全体の枠組みの中で、難しいというならば、別にこの民間賃貸住宅、高齢者居住支援の見守りサービスをそのままつけろと言っているわけじゃないですよ。高齢者にこういう半分の助成制度があるんだったら、こもれびに住んでいる人たちに対しても、その所得に、生活が大変だという方に対しては、見守りサービス費分、いわゆる、区としても助成、新たな制度として助成できるんじゃないかということを提案させていただいているんです。その考え方ですよ。見守りサービス費の半分以上を区が助成しているという制度は既にあるわけだから、この考え方で、こもれびにお住まいの方のサービス費も少し助成をするということは検討できないだろうか。大変だという方がいらっしゃるわけですから。恐らく家賃どうですか、大変ですかといったら、大変だと言う人のほうが圧倒的に多いと思いますよ。その検討をちょっと急いでいただけないかと。だって、入院しちゃっているんですもん、心労で。ご検討いただけないでしょうかね。

○緒方住宅課長 入院されているという方のお話は、本当に私も厳しいご指摘だと思っておりますけれども、やはりこういった制度で運営してございますので、先ほど来申し上げているように、物価高対策として、国や都も様々な支援も検討しておりますし、福祉部局と連携いたしまして、そういった困っている方々へこういった支援ができるのかというのを、もちろんスピード感を持って対応を考えていきたいと考えております。

○嶋崎分科会長 はい。いいですか。

ほかに。このところ、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○大串委員 分科会長。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。どこでしょう。

○大串委員 公共住宅の管理運営。

○嶋崎分科会長 公共住宅の管理。

○大串委員 1番ですね。

○嶋崎分科会長 1番ね。はい、どうぞ。

○大串委員 ここでは、区民住宅なんですけれども、九段さくら館、番町さくら館が平成7年、8年、西神田コスモス館が平成11年に建てられたわけですけど、入居してから、年数もたってきて、当時は中堅所得層ということで入居されたけれども、途中、もう仕事がなくなり、収入も年金だけになったりして、なかなか区民住宅の家賃も払うのが大変だという、高齢者になって、いらっしゃると思うんです。そういう方々の、何というんですかね、対応というか、そういうのは現在どうなっているのでしょうか。

○緒方住宅課長 大串委員から区民住宅の入居者の現状について、ご質問いただきました。確かにそういった声は聞いておりますので、私どものほうで分析をいたしております。実態といたしまして、今、区民住宅、九段さくら館、番町さくら館、西神田コスモス館、3棟ございます。この中で、区分で、もう区営住宅に対応するような所得の方というのだと、41.5%の方がそういう状態でした。また、その中で、区分が8分位まで分位が分かれるんですけども、その区営に行く所得のうちの1分位という一番低い方がその中で79%。ですから、区営に行ってもいいという41%のうち、分位が一番低いという人が79%という大変厳しい状態であるということは、私どもも研究しているところでございます。将来的には、何らか補助ですとか、中堅層から区営住宅だとか、こういったことも、第3次住宅基本計画でも、区民住宅の見直しというのは課題になっておりますので、こういった厳しいという数字的にも把握しておりますので、研究、検討を続けていきたいと考えております。

○大串委員 今言われたとおり、たくさんの方がそういう状況に追い込まれています。中には、払えなくて、滞納になっておりまして、その滞納額もだんだん増してくると、入居されているお父さん、お母さん、それとお子さんが入居するんでしょうけれども、その関係も崩れちゃうんですね。その負債を引き継ぎたくないということで、崩れてしまう。ですから、そんなに期間を置くこともできません。この対応、区としても、早急に検討していただいて、どうすればいいのかということで、お願いしたいと思います。

現状、今の区民住宅に入っているながらも、区営住宅への申込みもできるということにはなっていますけれども、なかなか申し込んでも当たらないのが現状ですし、民間に移ろうといっても、民間はもっと高いわけですから、大変な現状ですよ。そういうことも踏まえて、あまり間隔を空けないで、早急に検討していただきたいと思います。

○緒方住宅課長 問題意識は大串委員と本当に同じく持っておりますので、検討を進めてまいりたいと考えております。

○嶋崎分科会長 はい。それでは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 住宅整備費、調査を終わります。

目4、建築事務費、226ページから227ページ、説明は、  
どうぞ。

○武建築指導課長 第4目、建築事務費の3番、建築物の耐震化促進事業について、ご説明いたします。主要施策の成果の87ページでございます。事務事業概要の146ページとなっております。

本事業は、地震による建物の倒壊の被害から区民の生活、生命・財産を保護するとともに、避難経路の閉塞を防ぐため、耐震基準を満たさない建物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行う事業でございます。耐震化促進事業は、木造住宅、マンション、特定緊急輸送道路等の耐震化の促進事業となっております。平成3年度につきましては、平成2年度の執行状況等、また、耐震改修の見込み等を踏まえて、前年度より予算を減額して、予算を立てて執行している現状でございますが——状況でございますが、平成3年度内に耐震工事が行われる予定の案件が4年度に持ち越しとなったため、（「令和、令和」と呼ぶ者あり）あ、令和、失礼しました。令和でございます。令和2年度の執行状況、改修の見込み等を踏まえて、前年度よりも予算を減額して、予算を立てて執行してきた状況でございますが、令和3年度内に耐震工事が行われる予定の案件が4年度に持ち越ししたため、低い状況となっております。引き続き、耐震化を促進するよう、普及啓発に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○嶋崎分科会長 はい。ご説明いただきました。

建築事務費、いかがでしょう。

○小林たかや委員 1か2か、どちらかに入ると思いますが、資料を出していただきました建築紛争調整を行った事例、それと、建築主の手續、説明の方法というところで、資料、ありがとうございました。短時間でそろえていただきました。

まず、1の建築紛争調整を行った事例で、標識設置時と近隣住民が区へ意見・要望を言った時期と、あと、内容と対応というふうになっておりますけれども、まず、次のページの建築主の手續の中で、標識の設置というのがあります。ここで、設置者が説明会、報告書の提出を含めて、設置届の提出が7日間、標識設置から建築確認の申請まで15日または30日間、この設置したとき、これ、それぞれ全部なんですけど、4月中旬に設置するけど5月上旬、4月中旬ですけど6月下旬、11月下旬ですけど翌年の8月上旬と。設置してから、区に意見・要望が出ている時期が、かなり、建築主の手續から説明を行うときから随分たってから、区に意見や要望が出ています。随分、時期がたってしまっからの要望・意見が区に持ち込まれておりますけれども、この点については、ちょっと、まず初めに、どう考えているのか、お願いいたします。

○平岡環境まちづくり総務課長 ただいま小林（た）委員からご指摘いただきました点でございます。

ちょっとこの時期、いつの時期かということは申し上げられないし、地域もいろいろ事情がございますので、詳細は申し上げられませんが、それぞれ建築の標識が立ちまして、必要な住民への説明というのが次の2ページに掲げられているとおりなされ、建築確認申請も終わった段階で、看板を見て、ご覧になられたり、あるいは近所のいろいろなお話を



聞きながら、住民の方が区の方にご意見をされたというような経緯になってございます。具体的に何を見て来られたのかは、正式な記述は取っておりませんが、だんだんだんだん建物が建ち上がってくる、つまり、土工事を含めて、工事が進捗してくるというような段階で、お知らせ看板等をご覧になられて、その上で、区の方には様々意見を伝えられたというようなケースが、この3件中ほとんどということでした。

○小林たかや委員 そこなんです。住民、近隣住民とかにとっては、看板が、標識が立って、それを見て、すぐ説明を求めたりするのもあるんですけども、実際、建物が建ち出してから、あ、始まったなというんで、困ったと言って、来ることがやはり多いんですね。何でそうなのかなというんで、この手続、次のフローチャートを見ると、標識の設置をしてから、建築確認までも長くても30日なんで、標識を設置しているうちに、もう確認申請が、建築主が近隣説明が終わったとして建築申請を出してしまうから、もう変えようがないとか、文句が出てもなかなか変わらないというのが実情なんです。

そこで、このちょうど標識を説明したとき、近隣関係住民に建築計画の説明をするようになっていて、近隣住民にも。申出に対する説明、申出に対する建築計画の説明と。これ、どうやって説明しているかという、次、説明の方法というのを付けていただきましたけれども、これは条例の手引きに入っているのを出して、資料として出していただきましたけど、②で事前準備ってずっと書いていて、「説明会等に臨んでください」と。ここに説明会をしろと書いてあるんじゃないかと、「等に臨んでください」と。それから、説明会の開催、近隣住民から説明会の要望があった場合は、区に相談をして、説明会をしてください。近隣住民が要望しないと、説明会はしないわけですね。じゃあ、どうしているかという、戸別訪問の実施。戸別訪問により説明するときは、できるだけ事前に訪問日時等、連絡などを配慮してください。説明相手が不在で説明ができない場合は、一度の訪問では終わらず、少なくとも二度は訪問してください。二度訪問しても説明相手が不在の場合は、訪問理由、資料、説明資料、連絡方法等を記載した書類をポスト等に投函してくださいと。これ、ポスト等に、2回行って、いないから、ポスト等に投函してきちゃうんですよ。これ、説明会しろというわけじゃないから。そうすると、ここに、ポスト等に入っていた、これ、普通の郵便物と同じで、これは特別な書類になっているんですか。これ、必ず見てくださいとか。これを見ないとできませんよとか説明が困りますよとかという何か指定があるんですか、この説明書をポストに放り込むときには。

○平岡環境まちづくり総務課長 必ず見てくださいとか、この説明がこうですという形で、何か前触れのついているような広告のようなもので投函するわけではございませんで、建築主側がその地域に建築しようとしている、例えば、図面、分かりやすい図面でありますとか、あるいは簡単なパースのようなものがもしあれば、そういったもの、あと、それから、建築の概要ですね。そういったものを分かりやすくした書類を住民の周辺の関係する皆様にお配りをするなり、玄関先でそれを持って説明するなりというような形で、説明を尽くす。これがこの条例やこの制度の趣旨という形になってございます。

○小林たかや委員 そうなんです。それで、特に、これ、今の二つ、もう一度お伺いしたいんですけど、説明相手は、そこに居る人は誰でもいいんですよね。

○平岡環境まちづくり総務課長 誰でもいいと申しますか、少なくとも、その住民ですね、住民の方がいらっしゃれば、その説明を受ける方に対してお渡ししたいとは思いま

すが、中にはご不在の方もいらっしゃると思います。そういった場合は、ご家族様にお渡しする。そういった形で、書類を着実にその世帯にお渡ししていくというようなことが努められるところというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 要は、誰でもいい。そこに住民とおぼしき人なら、極端な話で言えば、高齢者であろうが何だろうがいいということですよ。そういう、あと、ポストに投函してきちゃうというので、そういう説明の仕方なんですよ、今。だから、極端な話を言えば、時間がどんどん過ぎていっちゃうし、書類をまとめて見たときにはもう期間が過ぎちゃっていたということがあるんです。

僕は、これ、ちょくちょくこういう説明が入っていたよというので、相談されるときはすごい時間がたっていて、もう既に、ここと、実例を挙げていたのと同じですよ。既にもう30日たちちゃっていたとか建築確認が出ちゃっていたとか、そういうときが往々にしてあるんですよ。そこからの相手との交渉というのはかなり厳しくて、もうほとんど動かない。建築確認申請を出して、それを変えるようなことは、絶対、施主側がやらないんですよ。そうすると、もうお話をやっても、これ、うまくいった例もあるけれども、せっかくいろいろなあっせん・調停をしても、うまくいかない。

僕、この原因というのは、このやり方なんじゃないかなと。まず、説明を、標識を設置したときにちゃんとした説明を、これ、今は、提出書類でもそうなんですけど、ポストに放り込んでもいいということになっているんで、問題が起きるんですけど、仮に、後で聞きますけど、説明会をやるというふうにした場合、説明会に行くという人は誰でもいい人じゃないんですよ。その家の事情を分かっている、隣の人で説明会を聞く、代表の人が説明会に行くんですよ、大体。もしくは、この説明を聞くという人が行くんで、いなかったからポストに入れてきちゃうような説明とは違うんで、それについては、説明会をやる。今、この中高層の紛争防止条例では、そういうふうになっていませんけど、早期周知では説明会をやるということになっていると思うんですけど、規模も違うし、大きな、早期周知と違って、大きなものじゃない。大きなところは、かえって問題にならない。問題になることもそれぞれあるけれども、こういう小さいもののほうがより問題になるので、こういう説明会をやるって、こちらとしたほうが、問題、要するに、近隣住民や関係住民に対しては、非常に紛争が起きないもとだと思う。その初めの一步だと思うんですけど、その辺はどうですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 今回、説明会と説明というような形で、小林（た）委員から二つの点から違いも含めて、ご提案があったものというふうに認識しております。

中高層条例は、ご案内のとおり、高さ10メートルを超える建築物というような形で、建築内容を事前にお知らせすること。それは、説明を尽くすことをモットーとしておりまして、説明会を開くことは確かに私どものほうとしては義務というふうな形ではさせていただいておりません。中高層条例が出来上がった背景もございしますが、近隣の皆様に生活環境の影響について、しっかりとお伝えしていくというようなことがモチーフとなってございます。説明会を開くというような点からしますと、もう一つ、早期周知条例には、説明会を開くことが一方では明記されておりますが、説明会をする場合でも、説明会の周知、案内というものがやはりどのような形で住民の方に伝わるのかというようなことも一緒に考えていかなければならないのかなというふうに、私どもは考えております。

結局、説明会の周知をする場合に、説明会の案内をポストに入れても、それをご覧にならないければ、そのお住まいの方がお見えになることもできず、説明会が開かれたことも届かないというようなこともございます。説明会をやることが十分周知されて初めて、説明会のほうも効果がしっかりと出てくるのかなというふうに思っております、10メートルを超える建築物である中高層条例の対象に関しましては、説明を尽くす、それをまずモットーにさせていただき、住民の方々からも、やはり近隣の方と同じで、気持ちは同じで、そのままお知らせ看板等が出た段階で説明会をやってほしいというようなご意見もあろうかと思えます。

今回出させていただきました資料1の3ページ目、この③番の箇所に説明会の開催というふうにして、明文化をさせていただいております。この第2段落に、近隣関係住民から説明会の要望があった場合は、区に相談した上で説明会を開いてくださいというようなことは、私どものほうから建築主側にしっかりとご説明をさせていただいております。実際に、近隣の住民の方が、やはりそういった形で、皆さんのご意見が欲しいと、聞いてほしいというようなことがあれば、そこは私どものほうもしっかり建築主側にご説明をして、説明会に至るように内部努力もさせていただいておりますので、そういった幅広い運用をしながら、近隣の皆様の生活環境にどのように寄り添っていけるのかというような形で、努力はしていきたいというふうに考えております。

○小林たかや委員 今の説明のところであるんですけど、これから、要するに、施主さんは、説明会をあんまりしたがないんですよ。なぜかというと、さっき言ったように、訪問して、ポストに入れてきちゃうと、説明会したことになっちゃうから。ここで、条例の手引きには、中高層の手引きの区役所に出す説明会等報告書の中には、説明の方法は戸別訪問でもいいんですよ。戸別訪問でも、さっき言ったように、戸別訪問をして、2回行って、いなかったらポストに入れてきましたというのも提出できる。それを提出して、それを区が受け取れば、ここの説明会等の報告書を受けたということになるから、この收受印を受けて、一方、建築主のほうは、建築確認というか、建築申請を出しちゃう。だから、もう建築申請が出されて、それで、後から言っても動かないとなっちゃう。

だから、この辺、説明会、今言われたように、説明会の届出を周知しても、うまくいっていなかったらできないということじゃないんですよ。そもそも説明会もやらなくても、ポストに放り込んでいいというのが建築主にあるから、ポストに放り込んで、2回訪問して。もうやりましたと。でも、やって、こういうのが出れば、新たに説明会をやってくれと言っても、やらない。もう役所にはちゃんと説明会等の報告書を提出済みですということで、やらなくていいとなっちゃうんですね。だから、そこのところを、僕が言うのは、ここの初めに、この建築主の手続の中に、真ん中にちょうどあるように、近隣関係住民に対する建築計画の説明会にしちゃえばいいんです。ここのように、隣も、近隣に隣関係住民から申出があったら、「建築計画の説明会」と、こう、「会」と一文字入れることで、建築主はしなくちゃいけないなということになる。

そこで、届出の中で、ここの届出、やっこの説明会等の報告書の「等」を抜かせばいいので、先ほど説明会をやって駄目だということではなくて、やっぱりそもそも説明会をやって、住民の関係、近隣住民とか関係住民に理解をしてもらうことから始めるというのが、初めの一歩だと思ってるんで、その辺は、ちょっと考えて、いいんだということではない

と僕は思っているんです。もし、ここのそれを、先ほどの手続の中で変えるなら、ここのところの、一度、訪問しても、少なくとも二度、二度行ったら説明、不在の場合はポストに入れてくるというのを、ここは取っちゃうしかないんですよ。取っちゃって、説明を行ってくださいと。戸別訪問というのは、基本的に、相手さんもいつ来られるか分からない。仕事をしているとき、来るかもしれないし。戸別訪問されても困る人もいるから。ポストで受け取るしかなくなっちゃう。だから、ここのところは、ちょっと考えてもらえないかな。いかがでしょう。

○嶋崎分科会長 行ったり来たりの話になっているから、今ご提案も含めて頂いているんで、受け止められるんなら受け止めて、検討する、研究するものなのかどうなのかを含めて、ご答弁ください。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、小林（た）委員から様々な現状、それから、実際にご体験された中身、もろもろご提案を頂きました。私どものほうも、ほかの事例、それから、他区の状況でありますとか、他自治体の事例、そういったものも見ながら、それから、時代の経緯、経過、そういったものも受け止めながら、制度の在り方については、十分研究して――研究、検討していかなければならないというふうに考えております。今回頂いた内容も含めて、今後の将来に向けた内容の充実性ということを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 関連。

○嶋崎分科会長 関連するの。

○小枝委員 はい。

○嶋崎分科会長 小枝委員。

○小枝委員 ただいまのところは少しだけ関連させていただきます。

気になっておりますのは、学校近隣であれ、何であれなんですけど、今、非常にあまり知られていない、経験のあまりないような事業者さんが狭隘なものを各地で建て始めている。これは、大きな意味では、法制度、ルール上の問題があるので、今、ここでそれを云々ということではないんですけれども、私の経験上、説明会を開かせ、そして、事業者等と協議をかなり地元としたものに関しては、何が一番いいって、建つことは建つんですけど、ごみの出し方のルールが非常によくされるんですね。今、たくさん物件がもう建ってきていますので、比較考量ができるんですけれども、やはり歩いて楽しい、清潔感のあるまちをつくっていくには、行政の指導だけでは十分ではなくて、地元が十分に協議をすることによって、ごみを出す場所、その周辺の植栽や、それから、目隠しある、なし、位置、それから、清掃事務所の動線との関係、そういったことが、あとは管理人のいる時間、そういったことまでちゃんと詰めることができるんです。ですから、何事も紛争というふうなくくりだけで考えるのではなくて、協議、対話、そういったコミュニティとのつながりというところで考えて、プラスに考えてほしいというのが1点。

あと、まとめて言わせていただくと、もう、今、学校隣の建物でも、とても驚いたんですけども、ごみの置場が、何というんですか、普通は外に敷地をつくらなきゃいけないんですよ。ワンルームのルールではなっているはずなんです。ところが、ごみの中に取りに来てくださいというふうになっているんですね。何で区がそれをよしとしているのかとか、非常に行政側もチェックができなくなっているんじゃないかというふうを感じる劣悪

事例や、そういった、何というか、できるだけ学校さんや住民と向き合わないで過ごして  
いっちゃおうというような、非常にルールがよろしくない事例が目立つので、そこはちょ  
っと非常に個別が絡んで申し訳ないんですけど、ただ、こういうのというのは、極めて個  
別のことなので、そういう状態が発生しているということについて、どうしてそうなっ  
ているんですか、ご認識を伺います。

あら。

○柳千代田清掃事務所長 ただいま小枝委員からごみ出しのルールのお話を賜りました。  
その劣悪なごみ出しのやり方があるというご指摘がございましたけども、ちょっと小枝委  
員も今おっしゃったとおり、個別具体的な例ということで、話をチェックしてみないと、  
その具体例は分からないんですが、基本的には、ごみ出しルールにつきましては、清掃事  
務所のほうで、保管場所ですとか、そういったことにつきましては、関係法令とか条例に  
基づいた形での指導、許可をさせていただいておるところでございます。

○小枝委員 この建築主の手続の流れの中では、清掃事務所との協議というのは、どこに  
入っていますか。どのポイントでやっていますか。運用のことではなくて、箱物の位置づ  
けのことを言っています。もちろん運用も絡みますが。

○嶋崎分科会長 それ、関連性って、どういうふうに我々は認識すればいいの。

○印出井環境まちづくり部長 たしか本会議でもそういった環境まちづくり部内の様々な  
事前協議に関する連携、調整についてのご指摘があったのかなというふうに思いますが、  
今、当然に清掃事務所に対する新たに建物が建つということについては、この今日お示  
しをいたしました資料のフローチャートがありますけれども、この事前協議の枠の中に、  
幾つか例示がございますが、景観まちづくり条例等々の例示がございますが、こういった  
スケジュール感の中で、最終的な建築計画の決定の前に、清掃事務所に届出が出され、そ  
の届出の内容について、関係法令との適合性、整合性、それから、現場の状況も踏まえて、  
しっかり事前に現場を確認しつつ、その届出を受けていくと。それで、ある程度、一定の  
事業者との間で、内容について審査ができるような状況であれば、次のプロセスに進んで  
いくというような形になっております。

○小枝委員 分かりました。この事前協議のここに清掃事務所も入っているということ  
ですね。入っているはずだと思いますんで、絵図面のところで、いや、これはいい、これが  
悪い、そういったやり取りもしていますよというふうに、今は受け止めました。

個別事例については、また個別にやらせていただきますが、行儀のね、やっぱり千代田  
区は、新宿区なんかと比べると、非常にルールが緩いんですよ。新宿区は非常に、区長さ  
んがそういった検討会を設けて、できるだけ住民が知らないうちに何かが過ぎさないよう  
にと、かなり原則を、少しハードルを上げたんで、そういう意味では、ちょっと千代田区  
は、劣悪な行儀の悪い事例がやや増えていって、住民レベルではちょっともう太刀打ちで  
きないようなことも出てきているかなというふうに思うので、検討、当然、住民側に立っ  
てくれる千代田区役所だと思っていますから、そういう目で、そこについては、研究、検  
討とおっしゃっていましたがけれども、ぜひ、これこそ早急な検討をしていただきたいなど。  
やはりまちは、建物は、箱は1回造ったら、20年から50年、もしかしたら今はもっと  
長いかもしれない。そうすると、後でこうすればよかったというのは非常に惜まれるこ  
とですので、ぜひ、よろしく願います。

○印出井環境まちづくり部長 まちづくり、それから清掃等、様々な関係があるので、私のほうからご答弁申し上げます。

小枝委員ご指摘の点については、留意をしていく必要があるかなと思います。ただ、1点、新宿との比較の中でご指摘ありましたけども、やはり地域特性というんですかね、新宿区は、住居専用地域がイメージとしては何か都心の真ん中みたいなイメージがありますけど、現実的には、住居専用地域が非常に多く存在している。千代田区については、住居専用地域はございませんで、大方が商業地域というところがございます。そうすると、やはりどこまで建築やその周辺に対して負担をかけていくか。もちろん近隣の方々にとっては、先ほどのご指摘のとおり、近隣紛争がないというようなところの中で、いいことだというふうに私も認識していますが、一方で、区民の方々自身も建築主になると、そういう状況の中で建築主になるということがありますので、その辺のバランスも取りながら、どこまで厳しくやっていくのかということについては、ちょっと新宿区と異なった場面があると思いますので、その辺はご理解を賜りたいというふうに思います。

○嶋崎分科会長 はい。いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。

ほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは……

○小林たかや委員 すみません。

○嶋崎分科会長 えっ。今のところ。

○小林たかや委員 今の。建築審査会。

○嶋崎分科会長 建築審査会。

はい、どうぞ。

○小林たかや委員 事務事業概要の27ページの建築審査会なんですけれども、今回、委嘱した、定員が5名で、委嘱した人数が5名、うち女性が2名で、専門調査員がゼロと。人数の定めがないということで、ゼロになっているんですけど。これ、まず、専門調査員がないということと、ここでいう内容、建築審査会の内容を見ると、建築基準法に関する、及び関係法令に関する件を審査会でやるので、かなり専門調査員が必要かと思うんですけども、この専門調査員を入れない、入れなかった理由と、今まで属性、属性を入れてた、5人の属性を入れていたんですけど、これ、どういう方がいるのかというのは、前は名簿が出ていたりしていたんです。今はもう名簿を出さないんですかね。その辺を含めて、お答えいただきたい。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、小林（た）委員からご指摘を賜りました事務事業概要27ページの構成の件についてでございます。

現在は、委嘱された方、それぞれ法律分野2名、建築分野1名、都市計画1名、行政分野1名という形で5名と。それぞれの分野が、法律上の区分に基づいて、建築基準法の79条の基準に基づいて、選任をされております。

かつて、これまで専門調査員の方がいらっしゃいましたが、その分野の方がそのまま一あ、その方が建築審査会の委員としても就任されております。というような形になっておりますので、専門調査員の配置が必要ないというようなことで、委嘱した人数がいらっ

しゃらないという結果となっております。

○小林たかや委員 ということは、常にもう専門家が入っていますよということだと思うんですけども。それは分かりました。

それで、今まで名簿を示していたんだけど、何で示さなくなっちゃったんですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 事務事業概要の中には、名簿は入れさせていただいておりませんが、名簿のほうは、公共関係団体名簿の中にも名簿のほうは示させていただいておまして、その中で分かるようにはさせております。決して外部からの照会があったときに、秘匿にするというようなことはございませんので、ご照会いただければお話しすることは可能でございます。

○小林たかや委員 属性もそこに入っているんですか。属性も入っているの。住所がどこだか、そんなことじゃなくて、その人がどこにいるかじゃなくて、その属性も入っているんですか。例えば、先ほどの例えば、言っていた属性がちゃんと書かれているんですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 確かにその中にはちょっと属性というのは書かれておりません。ただ、専門分野等がどういった方なのかというふうに聞かればお答えすることは可能というふうに考えてございます。

○小林たかや委員 この5名のうちの女性2名もそうなのでしょうけど、別に構成はこれで前から半分ずつとか言っていて、入ってきたのはいいことだと思います。ただ、属性については、やはり何か示す方法がないのか。要するに、事務事業概要でもいいと思うんですよね。公共団体名簿で示す、そっち見てくれっていうと、それ、多分、書いてあったらと思うけど、実際、どういうふうにやっているのかなと見たときには、事務事業概要で必要かなと思うんで、ちょっとご検討いただきたいと思います。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、小林（た）委員からご指摘を賜りました。

委員のご趣旨も十分私どものほうで受け止めさせていただいて、ちょっと内容のほうを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎分科会長 はい。いいですか。

○小林たかや委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。建築事務費、終了でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。建築事務費、終了します。

次のところは、住宅建設費、228ページから229ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒方住宅課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 そちらもない。こっちもない。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、ここまで終了して、次が道路公園費に入りますんで、ちょっと休憩します。

午後2時47分休憩

午後3時00分再開

○嶋崎分科会長 はい。それでは、分科会を再開いたします。

項3番の道路公園費に入ります。

228ページから229ページ、ご説明は。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

質疑を受けます。あ、ごめんなさい。

○大串委員 道路橋梁……

○嶋崎分科会長 道路橋梁総務費は、ないのね。

○谷田部道路公園課長 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

それで、どうぞ。ご質疑あれば、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 いいですか。はい。

じゃあ、その道路橋梁総務費は終了しまして、次に、目2、（「道路維持費」と呼ぶ者あり）道路維持費。説明は。228ページから231ページ。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 ないそうです。（発言する者あり）

いいですか。

○大串委員 ある。

○嶋崎分科会長 あるの。

はい、どうぞ。大串委員。

○大串委員 はい。分科会長。

○嶋崎分科会長 はい。

○大串委員 3番の緑地帯及び緑道等維持。

○嶋崎分科会長 はい。

○大串委員 以前質問しまして、街路樹の保護と育成について質問させていただきました。そのときは、東京都の街路樹の保護と育成のマニュアルの改正が行われて、保護と育成ね、今までは倒木の可能性のある街路樹の調査だったものを、保護と育成に全面的に変えたということで、それを例にして、千代田区でも、街路樹の保護と育成のマニュアルをぜひつくっていただけないかというふうに質問したことがありました。それに対しては、非常に前向きな答弁いただいているんですけども、現状どうなっているか、お伺いしたいと思います。

○谷田部道路公園課長 大串委員のただいまの千代田区での街路樹の診断マニュアルがないので、東京都のマニュアルの改正があったことに伴って、どうなのかというご質問でございます。

以前も答弁させていただいておりますけども、今年度、東京都のマニュアルを準用して、今までやってきたものを、千代田区版として、きちんと整理をしたいということで、委託料を確保しまして、仮称ですけども、千代田区街路樹診断マニュアルを策定するために、今年度充ててございます。

それからあと、今のは街路樹診断ですけども、もう一つ、街路樹の剪定するマニュアルも千代田区は持っていませんので……



○大串委員 そうそう。

○谷田部道路公園課長 それも併せて整理したいなということで、こちらのほうも、今年度、委託料を取って、千代田区版の街路樹剪定マニュアル、こちらもきちんと策定をしていきたいというふうに考えて、今取り組んでいるところでございます。

○大串委員 ぜひ、よろしくお願いします。

1点確認したいのは、そういう中で、委託料を払って、委託先にお願いするのもいいんですけども、街路樹の専門の学識経験者の人に入ってもらって、そのマニュアルもしっかりつくってってもらいたいと思うんですけど、この点はどうでしょうか。

○谷田部道路公園課長 まず、街路樹の診断マニュアルのほうは、東京都の診断マニュアルのほうを策定した協会のほうにちょっとお願いをしたいなと考えてございます。

それからもう一つ、街路樹の剪定マニュアル、こちらにつきましては、ちょっと学識経験者として、藤井先生のちょっとご意見を伺いながら、まとめたいなというふうに考えてございます。

○大串委員 ああ、いいですね。よろしくお願いします。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○大串委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ここのところは、ほかありますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、道路維持費の調査を終了いたします。

次に、3番の道路新設改良費、決算参考書の230ページから231ページ。ご説明は。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

ご質疑は。

○岩田委員 3番の自転車通行環境整備のところちょっとお伺いしたいんですが、神田警察通りのところなんですけど、そんなに深くやるつもりはないんです。

停車帯——駐車帯を半減、だから、前、言いましたよね、2か月ぐらい前の企画総務で、人も減って、車も減って、なのに必要なのと。駐車帯、パーキング、必要なのというような話から、その駐車帯も半減しておりますというようなお話で、それって幾つから幾つに半減したんでしょうか。その数字を、自分も、大串委員も質問しているんですけども、答弁がいつも、半減しております、半減しておりますんで、全然数字が出てこないもので、そこをお願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの岩田委員のご質問、駐車帯ですが、Ⅰ期は駐車帯ございません。Ⅱ期工事で降ですけども、駐車帯の設置数、105台あったものが56台に減少させる計画となっております。

○岩田委員 Ⅱ期以降が105から56ですよ。何期、何期で、何期で何台、何期で何台というのはわかりますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 すみません。今、ここでは、Ⅱ期のところしか把握できていませんけど、27台から12台に減少ということでございます。今、もう既に発注されているものです。

○岩田委員 その12台というのは、前も指摘したと思うんですけど、周りのパーキングとか民間の駐車場が結構余っているのに、12台というのは、これって、カバーできないもんなんではなかね。どうなんでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 これは前もお話ししたとおり、沿道の方のご要望、それから、警察、交通管理者との協議の中で、そのようになってございます。

○岩田委員 あ、そうそう。

○嶋崎分科会長 それはちゃんと委員会の中で、質疑を終えて、答弁をもらっているはずですよ。

○岩田委員 そうですね。はい。

そうでしたね。それで、警察との協議ということで。それで、議事録についてというのをどなたかが尋ねて、それは警察と確認しなければならないので、今は言えないというお話だったんですけども、2か月ぐらい前のお話なんですけど、どうでしょう。確認とかされましたか。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは、求められましたか、議事録のこと。

○岩田委員 はい。議事録で載っています。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは確認しなければならないというのは申し上げましたが、その後はちょっと確認はしておりません。

○岩田委員 あ、そうですか。

○印出井環境まちづくり部長 II期工事分、II期工事以东ですね、105台から56台と。全体の線形の在り方、道路の線形の在り方にも関わってくることでございますので、そこにおける警察の協議、具体的には、会議とか打合せとかということになるんですけど、まさに意思形成過程における会議とか打合せでございますので、それ自体の議事録を公開するというのはなかなか難しいのかなというふうに思っています。協議の経緯をご説明することはあるんだろうなというふうに思っています。今、課長から答弁したのは、そういう趣旨だというふうにご理解を頂ければと思います。

○岩田委員 前、担当課長が警察さんと確認しなければならないのでというふうにおっしゃいましたけど、難しいとかではなく、確認しなければならないのでというふうにおっしゃっていますが。

○須貝基盤整備計画担当課長 議事録のような形では、なかなか難しいということでございます。

○岩田委員 では、どういうものなら出せるんでしょうか。でも、ここは、その協議録、議事録等につきましては、警察さんと確認しなければならないのでと書いてあるんです。

○嶋崎分科会長 その答弁がさっきの部長の答弁なんじゃないの。

○岩田委員 それは難しいというふうに部長はおっしゃったんですけど、課長は難しいではなく、確認しなければならないのでというふうに言っているんで、確認はされましたかという話なんです。

○印出井環境まちづくり部長 そのときの答弁、確認というのは、個々の議事録を確認というよりも、じゃあ、情報共有できる範囲というふうなところについて、どういったところでというところの確認になりますので、少なくとも、警察との協議の内容、しかも、意思形成過程途中の情報について、議事録というふうな形で出すのは難しい。ただ、どうい

う協議経過があったのかということについては、一定程度ご説明できるだろうと。そういう趣旨でございます。

○岩田委員 すみません。繰り返してごめんなさい。難しいではなくて、課長は確認しなければならないのでとおっしゃったんです。難しいと言ったんじゃないで。

○印出井環境まちづくり部長 課長のほうでも、当然にこういった状況のほうを警察との情報共有していますので、その中で、やはり意思形成過程における打合せの議事録をなかなか公開の場では出せない。その辺りについては、警察とは確認しているというところでございます。

○嶋崎分科会長 そういう意味の確認だよな。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、この……

○大串委員 分科会長、もう一つ、いいですか。

○嶋崎分科会長 どうぞ。道路……

○大串委員 道路新設改良費の……

○嶋崎分科会長 新設改良費の……

○大串委員 1番。

○嶋崎分科会長 1番。バリアフリー。

○大串委員 はい。

バリアフリー歩行空間の整備ですけれども、以前に、いつの委員会か、あれですけれども、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例、これに、いわゆる歩道の幅員について、2メートルであるということについて質疑を行わせていただきました。そのときに、この条例を提案したときの課長の説明では、原則として2メートル以上としたいと考えております。理由としましては、現在、区道の歩道の大部分は2メートル以上確保しておりますが、一部、2メートルを欠ける部分があり、今後の道路改修等においては、地形の状況や敷地状況、交通状況等から、歩道拡幅は難しい部分があるため、原則、2メートルとして考えていますと。これはこれでいいと思います。

問題は、千代田区の場合は、道路の円滑化基準も同じ条例の中に定めています。その説明は、移動円滑化基準につきましては、高齢者や障害者等が道路によって違和感のないよう、統一された基準が望ましいと考えています。そのため、都と同様に、国の参酌基準と同様に定めていきたいと考えていますというふうに、最初、説明しています。ここまでは、前回の委員会でやったんですけど。

実際、それが、だから、原則とかやむを得ないというのは、千代田区はないんだよと。その後の質疑のやり取りの中で、そういうことは述べられていますからと説明されましたんで、その後の議事録も、私、プリントしましたけれども、この質疑の中で、委員さんのほうからは、原則としてなんて入れなくてもいいんだという質問もされました。けども、そうじゃなくてということで答弁されて、最終的には、部長が最後に、休憩を挟んで、最後に答弁されたのがあるんですけども、原則としてということで書かせていただいております——国のほうは原則という言い方はないようなんですけれども、東京都のほうで原則という、今回、条文をつくっておりますので、それに合わせた形で同じ書き方をさせていただいた

という事実はございます。これは、だから構造令のほうです。

で、円滑化のほうでは、14ページ中段に、歩道の有効幅員ということ、これはバリアフリー基準のほうで書いています。こちらのほうは、よりバリアフリーの特定道路については、そういう書き方ではなくて、そういう書き方ではないというのは、要するに、原則という書き方ではなくて、やむを得ない場合という言い方になって、若干、先ほどの説明と――まあ、これはちょっとやり取りがあったんで、そごがちょっとございましたけれども、今回は、基本的には、バリアフリーの、いろいろと都心も含めて基準をつくっている。東京都の基準に合わせて、そういう表現をさせていただいているという形でございます。したがって、先ほどのご質問である原則という部分については、あくまでも東京都と23区の一つの書き方ということで、統一させていただいたものでありますと。

こういう答弁、その後、採決に入って、全員が賛成して、この条例ができたんです。このやり取りを見ますと、今までの千代田区には、原則とか、やむを得ない場合はないんだということではなくて、しっかりとこの説明では入っていますよね。それを説明ではされて、採決した。だから、千代田区の条例も東京都と同じ解釈で行けるんだというふうに私は理解している。この点はどうでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 今のくだりの答弁、私がさせていただいたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

そのときは、ちょっと何か失礼な物言いをして、申し訳ございませんでした。議事録を確認を頂いてですね。で、そうした質疑のやり取りの中で、やはり道路構造令にあっても、「原則として」を入れないほうがいいんじゃないかという議論があったというふうに、我々のほうでは考えています。一方で、23区との関係も含めて、そのときは、今の議事録、紹介していただいた内容の中で、条例としてはご議決を頂いたというところがございます。ですので、構造令と特定道路の基準、特に、後者については、規則の中に「原則として」を入れなかったと。さらに、もう一段、我々としても、参酌基準にある経過措置を入れなかったというところがございます。

今回、警察通り等の中で、様々なご議論がある中で、道路整備にあっては、様々な価値の考量というのは確かにあるだろうと。一方で、バリアフリーについては、優越すべき価値だということで、特定道路として、国交大臣により告示をされたというものでございますので、その辺のバランスについては、今後参酌せずに、経過措置を入れなかったことについては検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、現状、少なくとも、規則の中には、参酌基準にのっとった形での経過措置はないと。これが現状でございますので、その辺りについてはご理解を賜りたいというふうに思います。

○大串委員 ということは、私たち議会が執行機関から説明を受けて、提案された議案の説明を受ける際の説明と、実際、規則が合っていないということですよ。そんなことがあっていいんですか。私たちは、その説明を聞いて賛成したんでしょう。全員賛成で、この説明された内容を可決したんですよ。頂いた資料にもちゃんと入っていますよ。東京都と同じくって。それを今の説明だと、規則には入っていないんだから、千代田区にはそんな「原則として」とか「やむを得ない場合」というのはないんだと。それはおかしいでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 そのときにも、特定道路については、「原則として」は入

れておりませんという形では、ご説明をしています。一方で、経過措置については、様々そのときの議論も踏まえて、我々のほうで規則には結果として盛り込まなかったというところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○大串委員 それは、どう考えてもおかしいよ。確かに、議論の中で、さっきも言ったように、委員さんのほうから「原則として」なんて入れないで、2メートル以上にしておいて、既存不適格でいいじゃないですかと。課題があるところもありますよねということで、何でわざわざそんな緩和的な表現を入れなければならないのかと、こういうところまで質問しているんですよ。それに対して、ほかの委員さんからは、緩和しちゃったんだと。それに対して、担当部長が、都心であっても、この歩道空間というのは非常に今重要な空間ですと。そういうものは確保していこうということは、基本的にあります。そういう意味で、今までの国の基準、あるいは都の基準もそういう形になっているので、今回は、「原則として」という言い方ではなくて、今までどおり、2メートル以上、最大限確保していきましょうと。こういう答弁したんですよ。そしたら、そこから休憩に入った。休憩後に「失礼しました」と。また部長が再度答弁し直しました。「失礼しました。もう一度、質問にお答えさせていただきます」と言って、先ほどの引用文になるわけです。明らかに、今、部長がおっしゃったことと違いますよ、このときの説明は。

○印出井環境まちづくり部長 その流れの中でどう読み取るかでございますけれども、我々のほうといたしましては、特定道路の経過措置、これ、本会議でもご答弁させていただいたと思いますけれども、東京都は経過措置を設けている。設けていない区もあると。そういった中で、バリアフリー基本構想を掲げて、特定道路を精力的に指定していった千代田区の中で、できるだけそういう例外を設けない形で規則のほうは定めさせていただいて、そして、運用しているというところですよ。

ただ、今回、こういったご指摘、ご議論も頂きましたので、規則でございますので、そういった規則について、道路整備の様々な価値を考量する中で、どのような調整がいいのか。バリアフリーという価値に重きを置きながらも、どう調整したらいいのかというのは、検討させていただきたいというところがございます。

○大串委員 じゃあ、最後。

最後ね。じゃあ、あのとき——このときですよ、平成25年の3月8日の企画総務委員会に議案として提案した説明は間違っていたから修正しますと言うのか、それとも説明が正しいから規則のほうをちゃんと整合性を取れるように直すのか、どちらなんですか。

○印出井環境まちづくり部長 繰り返しになりますけれども、議会で条例審議の中で、バリアフリーについては、より優越的な価値をとということで、多分緩和をすることについて、否定的なご意見を賜ったという中で、規則としてはそういう形で決めてきたと。ただ、経過措置がないことについては、様々なご議論があったのかなというふうに思っております。

今、具体的に規則について課題があって、検討するというところだけは申し上げさせていただきますけれども、現状の中では、検討課題という形で認識しているということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○大串委員 議会からそういう意見があったじゃないかと、今、答弁されたけど、違いますよ。そういう意見は確かにあった。あったけれども、最後に部長がもう一回答弁し直し

て、「これはバリアフリー基準のほうで書いてございます。こちらのほうでは、よりバリアフリーの特定道路については、そういう書き方ではなくて、やむを得ない場合という言い方になって、若干、先ほどの説明とそごがございませうけれども、今回は、基本的には、バリアフリーの、いろいろと都心も含めて、基準をつくっている。東京都の基準に合わせて、そういう表現はさせていただいたという形でございます。したがって、先ほどのご質問である原則という部分については、あくまでも都と23区の一つの書き方ということで、統一させていただきました」と、ここで質疑は終わっている。もし、ここで、またその答弁に、いろいろあれば、また質疑あるんでしょうけど、ここで、委員長は、そこで、ちょっと参酌しているということで間違いはないということですねということから、採決に入りました。で、全員賛成なの。全員賛成というのは、この最後の部長の答弁に賛成したんですよ。そうじゃないんですか。

○印出井環境まちづくり部長 その答弁の流れの中で、やっぱりそこで論点になったのは、構造令のほうの「原則として」と。それは、そういう形で参酌をしてというような流れになっているのかなというふうに思っております。ですので、バリアフリー法についてももちろん本則には、規則の本則には「原則として」と入っていないと。さらに経過措置を置くかどうかということについては、区議会でのご議論も踏まえた中で、規則としては、その点は参酌をせずに決めているところでございますので、そういう形で、規則で決めてきたというような経過ということについて、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○嶋崎分科会長 いいですか。

○大串委員 いや、僕は……

○嶋崎分科会長 いや、ちょっと休憩します。休憩します。

午後3時23分休憩

午後3時27分再開

○嶋崎分科会長 分科会を再開します。

大串委員。

○大串委員 今、部長答弁がありました。だけど、私は、これは議案を提出したときに執行機関が説明をした、最後に説明したこのバリアフリー、特定道路に対する幅員の基準、東京都と同じように定めますよといったことを、最後、説明して、これは再度答弁したんですよ。そのことに対して、当時、全会一致で賛成をした。執行機関というか、行政は、それは議会で決めたとおりに規則をつくってもらわなくちゃ困るんですよ。あのとき、議論でこんな意見がありましたじゃないですかというのは、全然、通らないんですよ。最後決めた、議会が決めたとおりに規則をつくるのが行政なんですよ。それ、しっかり守ってほしい。それはもう固く述べておきたい。強く指摘しておきます。

○嶋崎分科会長 はい。今、大串委員からのご指摘を受けましたので、そこは、部長のほうで受け止めたということだけの確認をしてください。

○印出井環境まちづくり部長 規則については、区長が決めることでございませうけれども、今の大串委員のご指摘を受け止めさせていただきたいと思っております。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、道路新設改良費の調査を終わります。

次に、4番、受託事業費と5番の私道整備費と併せて、決算参考書230ページから231ページ、執行機関から説明は。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、この2項目の調査を終わります。

次に、6番の公園維持費、決算参考書232ページから233ページの調査に入りますけれども、執行機関の説明は。

○谷田部道路公園課長 それでは、3番、公園・児童遊園の整備の（3）東郷元帥記念公園の整備でございます。主要施策の成果の92ページ、事務事業概要は115ページになります。

主要施策の成果の92ページ、69番、東郷元帥記念公園の整備でございます。執行率が46.7%でございました。この執行率が悪かった原因でございますが、当時、平成29年10月に工事が着工して、土壌から基準を超える鉛が検出されたということで、一時休止もしました。その間、この処理について、東京都と整理をしまして、この処理方法について、きちんとした整理を行ったということでございます。予定では、令和3年ですね、3年度には、今、もう既に開放されております下段部の工事が完了して、上段・中段のほうに工事が移るということで、工事費をそれなりに積んでございました。実際に、土壌処理の工事を進めていく上で、当初予定していた以上に、非常に手間がかかったというのがございます。そのために、今、工事の遅れで、令和3年度は、下段しかできなかったということで、上段・中段の部分の工事が未施工で終わってしまったという部分の執行残でございます。

それから、次に、（4）錦華公園の整備、こちらは、主要施策の成果は93ページ、事務事業概要は116ページでございます。

70番の錦華公園の整備でございますが、こちら、執行率23%、令和3年度の予定では、これまでワークショップ、オープンハウスでいろいろご意見を伺った上で、設計業務に入り、令和3年度に工事を発注する予定でございました。この間、お茶の水小学校、幼稚園が近接してございまして、こちらの整備工事の進捗に合わせて、工事を行うということで、令和3年度に着手する予定でございましたが、この工事の進捗の状況に合わせて、工事の開始を令和4年秋頃に変更いたしましたために、当初、令和3年度に前払金として1億円計上してございましたが、こちらのほうが執行残ということでございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎分科会長 はい。ご説明を頂きました。

質疑を受けます。

○小枝委員 すみません。ここに、予算上は載ってこないのかもしれないんですけども、ちょっと公園アダプトシステムと関連してという意味で、七五三太公園。七五三太公園は

区道を廃止して造った公園なんですよね。非常にきれいに整備されているし、流れる小川もあるし、植栽もきれいだと思いますが、何とか、造ったら終わりになっていないかなと。何かそこをもっと活用してこうすとか、何か造ったら終わり。まあ、道路もそうなんですけども、何か工事優先で、例えば、ここを、都市計画公園に決定していこうとか、みんなでそういったアダプト管理、あるいは、事業者がやるにしたら、そこをもっと貸し出ししながら、こういうにぎわいをつくっていこうとか、神田スクエアと連携して、こういうことをやっていこうとか、そういうことが全然見えない象徴なので、知られていないことも含めて。どうなっているのか、お答えください。

○谷田部道路公園課長 今、ただいま小枝委員からご指摘ありました場所につきましては、区の公園として、まだ位置づけられていない状況でございます。そのために、私ども、所管の道路公園課では、管理対象の公園として、まだ位置づけしていないというような状況でございます。

○小枝委員 だから、余計、あれ、できて何年たっていますですかね。なぜ、公園の位置づけを、しっかりと位置づけていかないんですか。

○神原地域まちづくり課長 地域の開発の中で、区道を廃止、付け替えをして生み出された広場でございます。今、公園の位置づけがございまして、地区計画の中で、広場という位置づけをして担保しているものでございまして、民間の管理、事業者の管理をしているような状況でございまして、位置づけとしては、広場ということになってございます。

○小枝委員 しつこくはやりませんが、この議論はしているんですか。区道を廃止して造ったものですから、基本、都市計画の位置づけを、割とできる、しやすいものだと思います。寄附があった、何でしたっけ、あの内神田にある小さな公園でも、すぐ都市計画公園として位置づけて、非常に区民の役に立っております。そういうふうな形で、ちょっと議論しているんですか。あまりにも動きが鈍いというか、位置づけが中途半端でいるということが非常に気になります。議論をして、位置づけをしてください。

○加島まちづくり担当部長 錦三・七五三太公園、名称、あそこのところに、もうちょっと違った、広場と書いてあるんですけど、基本的に区立の広場だとか公園になっていないというのは事実なんですけれども、具体的に、あそこの道路を廃道して、広場に付け替えるよとなったときに、やはり使い勝手だとか、そういったものを、あそこの博報堂の広場等と一体的にいろいろ活用できるほうが地域もいいんじゃないのかなということで、いろいろ議論したというところがあると思います。その中で、公園だとか広場という形でしたときに、使い勝手がどうなるのかというところで、いろいろそういった設定をしまおうと、逆に使いにくくなってしまわないかというような議論もたしかしていたと思いますので、そういったところが、正直なところまとまらず、今まで来てしまっているのかなというふうに思っています。

今回、ご指摘もとてもだと思いますので、そこら辺に関しては、地域の方々のご意見、今、既に何年たっているか、ちょっとあれですけども、地域のイベントなどによっても、使われている部分もありますので、そういったものの支障がないような形の制度というか、そういったことも検討していかなくちゃいけないのかなというふうに思っておりますので、そういった意味も含めて、検討をしていきたいなというふうに思います。

○小枝委員 はい。



○岩田委員 関連。

○嶋崎分科会長 はい。岩田委員。

○岩田委員 あそこの七五三太公園って、名称は公園というふうに言っているけども、「七五三太公園と称する」と書いてあったような気がするんですね、あのプレートに。ということは、あそこは公開空地の一環というか、何かそんな感じで、けども、ちょっと広がっていて、昔の名残で名前を公園と称するというだけであって、公園ではない。だから、その管理は、その民間の管理者にお任せしちゃっている感じなんですかね。

○加島まちづくり担当部長 なぜ私が答弁しているかということ、そのときの当時の担当だったので一番よく知っているかなということで、答弁させていただいております。

博報堂の整備のときの公開空地ということではないです。もちろん敷地には入っていませんので。それで、広場にするのか公園にするのかというのは、議論が今後もありますけれども、そのときも決まっていなかったということで、地域の方々が、あそこはやはり新島襄でしたっけ、あれですよ、すみません、大学名を忘れちゃいましたけど……

○岩田委員 同志社。

○加島まちづくり担当部長 同志社の、はい、創始者ということで、その方の幼少のあれが七五三太というふうなあれだったので、ぜひ、そういった名前をつけたいというところだったので、そういった名前を果たして公園とか、広場の区立につけていいのかということもあったので、まずは、地域の方々の愛称みたいな形でやりましょうということで、その七五三太公園と呼んでいただいていると。括弧として、錦町三丁目広場とたしか書いてあると思いますので、そういったものの銘板をつけさせていただいているというのが実情でございます。

○岩田委員 いや、その管理は。管理は。

○嶋崎分科会長 小枝委員。

○加島まちづくり担当部長 分科会長、すみません。

○嶋崎分科会長 勝手にしゃべらないで。

○岩田委員 すみません。いや、答弁漏れだったので。

○加島まちづくり担当部長 申し訳ありません。維持管理に関しては、やはり一体的に維持管理していただいたほうがきれいというか、そういった整備のそのもの見栄えだとか、そういうものを含めて、いいだろうということなので、たしか博報堂のところの、今、どちらが管理しているかって、ちょっと分かっていないですけども、そこで管理をさせていただいているということでございます。

○嶋崎分科会長 小枝委員。

○小枝委員 それ以上あれですので、私が言いたいことは、やっぱり造って終わりじゃないということ、ちよだプラットフォームスクウェアがすぐ近くにありますが、プラットフォームさんがしかけたのか、何というんですか、福島のカフェなんかリノベーションしたホームみたいなものもありました。あの地域にいろんな資源が出てきている。そういったものをもっと面的につなげて、何ですか、ちょっとおいしいものを出してみたり、マルシェをやってみたり、先ほど来の例えば、樹木の、何ですか、高山市とかで植えているんだしたら、それで木工だってできるわけだから、いろんなものを、そういう経済、岩手の支援している飯館なんかのものを持ってきたり、そういう造ったところをやっぱり活用して、

みんなに来てもらったり、そこに集まってもらったり、顔が見えるようにするというようなことをしないと、もったいないなということを行わんとしています。それには、位置づけが中途半端であれば、誰にそれを言ったらいいのかさえ分からないという状況になってしまうので、そこはもう二つ場所ができている以上は、そこをつなげてのそういったイベントにこれからつなげていったらいいんじゃないかなというふうに思いました。そういう意味です。

○加島まちづくり担当部長 まさに小枝委員のご意見と気持ちはすごく一致しております。

○嶋崎分科会長 珍しいじゃない。

○小枝委員 珍しいですね。（発言する者あり）

○嶋崎分科会長 どうしたんだろう。

○小枝委員 どうしたんだろう。

○嶋崎分科会長 大丈夫か。（発言する者あり）

○加島まちづくり担当部長 申し訳ありません。これは本当にですね、先ほどの……

○嶋崎分科会長 本当に、って。

○加島まちづくり担当部長 申し訳ありません。（発言する者多数あり）はい。意見の一致を見たというところで……

○嶋崎分科会長 いいねえ。うん。

○加島まちづくり担当部長 はい。積極的に、今言われたこと、そここのところだけではなくて、先ほどウォークブルのお話もされていまして、あそこも全くそのとおりだなというふうに感じておりますので、そういった考え方を、積極的に進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○嶋崎分科会長 分科会長としても、大変いい話だというふうに思っています。（発言する者あり）まちの活性化とか、やっぱり開発が進んで、そこだけ置いてけぼりにならないような形で、ちゃんと役所も含めて、みんなで知恵を出して、いいまちにしていこうというのは、これはもうどなたも同じことだと思うんで、大変に、小枝委員に対して、いいご質問を頂いたと、私も久しぶりに思いました。（「そんな……」「久しぶり……」と呼ぶ者あり）

次、行きます。いいですか。ありますか。

○大串委員 3番の公園・児童遊園の整備の。

○嶋崎分科会長 公園で。はい。

○大串委員 （1）公園・児童遊園の整備なんですけれども、これも、以前、本会議で質問しましたけれども、現在の保育園の園庭がない保育園が増えている、たくさんあると。そういったことで、現在、午前中の外遊びが公園を利用している保育所がたくさんあると。そういうことに対応するための公園の整備をお願いしますという質問をしました。

今年度は、じゃあ、実態を調査しましょうよというところまで行っていると思うんですけども、現在、どこまで行っているんでしょうか。

○谷田部道路公園課長 公園・児童遊園の整備方針を改めて、今、見直しをかけているところでございます。

令和3年度におきましては、今、大串委員のご指摘がありましたように、まず、保育園がどの公園を園庭として使っているかというところの全数の調査をいたしました。こち

らのほうは終わってございます。これは直営でやった作業でございます。今年度、委託で、実際に公園の利用状況について調査をかける委託をかけてございます。

まず、調査内容ですけれども、無作為に区民の方2,000名をちょっと抽出させていただいて、アンケート調査をしたいなと思っています。それから、区内の小中学校、中学生の全員と、あと、幼稚園、保育園、小学生の保護者へのアンケート、それから、公園・児童遊園・広場での実際に調査員によるヒアリング、それから、利用状況等も調査をしたいなと思っています。

こういったものを今年度中にきちんと取りまとめた上で、来年、この整備方針の改定検討に入って、今の予定でいきますと、令和6年度に整備方針の改定を行いたいというふうに考えてございます。

以上です。

○大串委員 6年度に方針を見直して、実際に出来上がるということですがけれども、6年度に見直しが確定するということですがけれども、実際に、今、保育園の園児たちは、遊具がない中で、公園でみんな譲り合っているのかな、それも限界なんですけどね。それで、結局、散歩だけというところの園もありますので、これも、早急にちょっと早めるような感じで、ペースを上げてやっていただきたいと思います。

○谷田部道路公園課長 ご指摘のとおり、そういう要望ももちろん私どもも感じておりますので、精力的に早く仕上げられるように頑張っていきたいと思います。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。ここのはいかがでしょうか、公園維持費。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、質疑を終了いたします。

次に、7の河川維持費、決算参考書232ページから233ページ、ご説明は。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

ご質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、終了いたします。

次に行きます。4番目の、項の4番目、清掃リサイクル費に入ります。決算参考書232ページから235ページまで。ご説明は。

○柳千代田清掃事務所長 では、私のほうから、決算参考書234ページ、2番、項番2番の事業系ごみ等対策でございます。事務事業概要164ページ、主要施策の成果94ページをご覧ください。

平成12年4月に東京都から清掃事業が移管されましてから、区では、千代田区一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、一貫して、ごみの減量、リサイクル及び適正処理の推進に努めてまいりました。とりわけ区内から排出されるごみのおおむね90%が事業系のごみであることから、この事業系ごみ等対策として、大規模建築物の所有者に対し、廃棄

物の再利用計画書の提出を義務づけるとともに、立入検査を実施し、ごみの減量、リサイクルに関する助言を行っております。

しかしながら、近年、事務事業——失礼しました、事業実績、中ほどの事業実績にもございますように、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、立入検査を控えざるを得ない状況となっており、立入検査件数が低迷し、3年度の執行率も64.8%と低くなっております。

区におけるごみの排出量の推移は減少傾向とありますが、千代田区一般廃棄物処理基本計画で定めたごみの削減量の目標を達成するためには、やはり区全体のごみ排出量の大半を占める大規模事業所の理解と協力が不可欠です。今年度になってからは、7月から新型コロナウイルス感染症の対策に留意をしながら、月20件ペースでの立入検査を行うようになりました。

令和5年度は、今年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に留意をしながら、立入検査を実施し、各事業所に適した有効なリサイクル対策についての提案を行っていくとともに、他の模範となる優れた取組を積極的に行っている所有者等に対して、表彰を行ってまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎分科会長 ご説明を頂きました。質疑を受けます。

○小枝委員 ただいま事業系のごみのことで説明いただきましたけれども、ちょっと質問はそれと、すみません、別で。（発言する者あり）ごめんなさい、ちょっと。

今、非常に土地を、不動産の買取りが多くなって、事務所といい、住宅といい、かなり粗大ごみが出る状況ではないかなというふうに思うんです。千代田区は、そもそも非常に所得の高い人たちが多かった、多いところでもありますので、出される家具も非常に高レベルなというか、桐だんすなんていったものがもう、かなり出ると思うんです。だけれども、一方で置く場所がない状態で、これは環境何でしたっけ、モデル都市千代田区として、他区にはそういったセンターがありますよね、環境センターのようなものが。でも、千代田区はそれは、まあ、いろいろあってつくれないでここまで来ていて、そういった拠点が無い。それをもう、そろそろというか、早急にその場所、床あるいは土地を見積もっていく必要があるのではないかということについての問題意識は、行政の中で持っているのかわからないのか、議論があるのかないのか伺っておきたいと思えます。

○印出井環境まちづくり部長 少し環境政策課と清掃事務所とまたがりますので、すみません、私のほうから、僭越ですけど答弁させていただきます。

いわゆるエコセンター構想ということでございました。それはいろいろ構想ができて、ZEBビルというような形の中で紆余曲折しておりますけれども、単体としての建物を建てていくのかどうかというような議論はちょっと一旦棚上げにしながら、小枝委員ご指摘のとおり、そういった機能を今まで3Rというふうに申し上げてきましたけれども、最近ではリフューズとリペアを加えて5Rというようなことが言われています。今ご紹介ありました粗大ごみの中には、少し直せば付加価値を出して使えるようなものもあつたりします。ところがそういう場所というのがなかなか、今のリサイクルセンターの中ではないというのが実態でございますので、この区の中で、片仮名で言うとサーキュラーエコノミーというんですかね、循環型経済社会をどう支援していくのかについて、エコセンターという一

つの箱物じゃなくて、エコセンター機能を幾つかの拠点等に分散しながら全体をデザインしていくという方向で、今、再検討していこうと。まだ、内部検討の段階ですけれども、そういうふうを考えております。

○小枝委員 分かりました。問題意識は十分持っているということが分かりました。その流れで、やはり場づくりと人づくりですね。特に、環境に非常に関心のあった年代の方々がどんどん高齢化されて、その後の世代がなかなか実は育っていない。まあ、自分も反省するところなんですけれども、やはりそういった、集まっているいろいろ直したり、作り直したり、洋服でも何でも、そういうことに物すごく時間を注いで、エネルギーを注げる人たちというのが、やっぱりこの日本を支えてきたと思うんですね。それがコミュニティにもなると思うので、ぜひ早急に、人づくりと場づくりを、急いでいただきたい。お願いいたします。

○印出井環境まちづくり部長 まちづくりについては、今後の外神田のまちづくりなどを通じて、ぜひ考えていきたいというふうに思っています。まあ、それははじめとしてですね、それだけではないですが、それははじめとして。人づくりについては、まさにおっしゃるとおりで、でも一方でやはり、この数年、SDGsが普及する中で、若い世代とかZ世代とって言われる人たちの中にも関心が高まっておりますので、そういう人たちと、今ご指摘のありました、これまで担ってきた高齢の方々との交流等も含めて、どうやってそういう循環型経済社会づくりの地域における仕掛けを継続していくのかということについては考えていきたいというふうに思っています。先般常任委員会のほうでご紹介したゼロカーボンフォーラムの中で、基本、ゼロカーボンなんですけれども、そういう若い人たちの問題提起も併せてさせていただく予定になっていきますので、これからはそういう機会も含めて、人づくりについても積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

○小枝委員 最後です。大きなところではそのことなんですけれども、もう一点お伝えをしておきたいと思うのが、公適配、公共施設適正配置構想というのがありましたんですが、この中で、ストックヤードというのを位置づけて、あれは本当に、構想の中で今、とてもいいなというか、思う部分なんです。特に、西神田のところにあるストックヤードがあることによって、また住民がいますから、その住民がそこにあるものを、場所があるから還元をしていくと。これ、ベビーカーでも何でも、子育て時期は一時期、そういったものを無償で差上げますというふうにやる。ああいうふうな、やっぱり人と場というものが結びつけば、やっぱりいろんな可能性があるし、だけれども公適配のときはつくったけれども、その後のものにはつくっていないんですね。そういうところでのいいことがちゃんと伝わっていったり、一貫性を持って広がっていくようなゾーニングをしながら、場所場所にそういった、こう、サイクルエコノミーと言ったんでしたっけ、そういうふうなことをできるようにしていただきたいというふうに思いますので、非常に感じる場所があるので、よろしく申し上げます。

○印出井環境まちづくり部長 また、ちょっと所管がまたがるので、私のほうから述べさせていただきます。

小枝委員と、思いは一緒でございます。サーキュラーエコノミーに……

○嶋崎分科会長 おっしゃるとおり。（発言する者あり）

○印出井環境まちづくり部長 サーキュラーエコノミーづくりに向けて、そういった、今

まで廃棄をするもの、あるいは廃棄をしてきたようなものをもう一回世の中に回していくというようなことについて、ストックヤードというような形で整備をして、先ほど申し上げたリペアというのをかみ合わせながら、一方で民間のプラットフォームも、あるのもまた事実ですので、民間のそういうものをうまくシェアしたり有効活用するプラットフォーム、情報プラットフォームがあるのも事実ですので、そういったところとどう補完をしていくのか、世田谷等でもなかなかいい事例があるかなというふうに思っていますので、そういったものを参考にして、千代田区型の5Rを実現する、まあ、従来の言葉で言えばエコセンター機能みたいなものをどうプロットしていくのかということについては、しっかり考えていきたいと思えます。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。この清掃リサイクル総務費、いいですか。調査を終わります。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 次に、2番目の清掃リサイクル事業費、決算参考書234ページから235ページ。

ご説明は、どうぞ。

○柳千代田清掃事務所長 項番3番、ごみ減量リサイクルの推進でございます。事務事業概要182ページから190ページ、主要施策の成果95ページでございます。ご覧ください。

清掃事務所では、ごみの減量とリサイクルを推進するために、普及啓発冊子の発行やリサイクルセンターの運営、中小事業所への古紙リサイクル支援、有価物集団回収の支援、生ごみ処理機の購入助成などを行ってまいりました。このうち、有価物集団回収は住民団体による自主的な回収を支援するものですが、近年、主な回収品目である古紙の市況価格が下落していることから、回収事業者が引き取らなくなり、有価物集団回収の継続が危ぶまれる状況となっております。

そのため、令和3年度に、回収事業者に対し区が奨励金を支給する有価物集団回収の継続支援を開始しました。その結果としまして、令和3年度におきましては、回収事業者の古紙の引取りが継続しておりまして、事業実績にもございますように、16事業者に奨励金を支給しております。有価物集団回収の実績も参加団体数、有価物の回収量、報奨金の支給額ともに増加しておりますが、当該事業全体の執行率につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、70%という低い結果となっております。報奨金については、今年度は3年度と同水準、同基準で支給を継続しておりますが、市況価格の悪化や燃料代等の高騰による影響が懸念されているところです。回収事業者への奨励金については、常時変化する市況価格をベースに、奨励金の支給額の算定をするため、市況に応じた対象品目や支給基準額の設定をする必要があり、5年度におきましては、市況変化を見定めて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

ご説明は以上です。

○嶋崎分科会長 ご丁寧なご説明を頂きました。（発言する者あり）

事業費、いかがでしょう。

岩田委員。

○岩田委員 私、予算・決算でよく言っているんですけど、ペットボトルとか段ボール…

…

○嶋崎分科会長 どこ、どこ。

○岩田委員 あ、ごめんなさい、すみません。資源回収事業。

○嶋崎分科会長 資源回収事業。

○岩田委員 はい。これ、いつも言っているんですけど、それを盗まれているんですよ。それも歴代の所長にも言っているんですけど、それでそのうちの 하나가、墓苑入口のところ、まあ、都道だからそこに、広くなっていて、そこに集めてきたごみを置いて、お昼ぐらいになると、何かどこかからともなくトラックがやってきて、そこに積み込んで、というのをやっていたというお話をしたんですけど、あれからどうなったか、進捗状況なんかがあれば。

○柳千代田清掃事務所長 岩田委員、以前からそのご質問を頂いていることは十分承知しておりまして、今回の分科会に当たりまして、最近の状況についてはちょっと確認しておりましたが、最近そういった情報が所のほうには参っていないようでございまして、また、そういった実態があるのであれば、ちょっと調査、現場に赴いて、場合によっては指導させていただきたいというふうに考えております。

○岩田委員 で、そういう拠点が入は、その墓苑入口だけじゃないんですよ。近くの俎橋のところとかにも実はあって、そういうところにもごみをためて、またトラックが来てというので、まあ、本当にちっちゃい話ではあるんですけども、昔、ペットボトルとか段ボールというのは、じゃあこれ、ごみなんですか、区の財産なんですかというような質問をしたら、これは区の大事な財産ですというお話だったので、やっぱりそれを盗まれて、そのまま見過ごすというのもなんなので、私も見たら、これから情報提供させていただきまますので、その対応も今後よろしくお願ひいたします。

○柳千代田清掃事務所長 はい。情報ありがとうございます。また、その詳しい情報がございましたら、ぜひお寄せいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○嶋崎分科会長 はい。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、清掃リサイクル事業費を、調査を終了いたします。

それでは、一般会計の歳入に入ります。歳入は一括でご審議を頂きたいと存じますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。決算参考書の50ページから、分担金及び負担金から、137ページ、諸収入まで、執行機関、説明はありますか。ないですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 ちゃんとはっきり言ってくれよ。ないのね。

○平岡環境まちづくり総務課長 はい、ございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

ご質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 以上で、環境まちづくり部所管分の歳入を終了いたします。

本日予定をしておりました環境まちづくり部所管の歳入歳出の調査を全て終了いたしました。これによりまして、当分科会調査を、昨日、本日で、全て終了いたしました。総括送りもございません。調査漏れはないですね。いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。

分科会の決算調査の報告書は、当分科会の会議録を添付をいたしまして、10月の6日木曜日午前中までに、予算・決算特別委員長に提出をいたします。2日間にわたりまして、熱心なご調査を頂きまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、予算・決算特別委員会企画総務分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時03分閉会